

主 文

- 1 原判決中、1 審原告番号 2～6、9～11 に関する部分を取り消す。
- 2 1 審原告番号 2～6、9～11 の請求をいずれも棄却する。
- 3 1 審原告番号 1、7、8、12 の控訴をいずれも棄却する。
- 5 4 訴訟費用は、第 1、2 審を通じて 1 審原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第 1 当事者の求めた裁判

- 1 1 審原告番号 1、7、8、12（以下「1 審原告番号 1 ら」という。）
 - (1) 原判決中、1 審原告番号 1 らの訴えを却下した部分を取り消す。
 - 10 (2) 処分行政庁が、参加人に対して令和 2 年 4 月 23 日付けでした産業廃棄物処理施設設置許可処分を取り消す。
- 2 1 審被告
 - (1) 原判決中、1 審原告番号 2～6、9～11（以下「1 審原告番号 2 ら」という。）に関する部分を取り消す。
 - 15 (2) 1 審原告番号 2 らの請求をいずれも棄却する。

第 2 事案の概要（以下、略語は特記しない限り原判決の例による。）

1 事案の要旨等

- 本件は、参加人による原判決別紙物件目録記載の各土地（本件土地）を設置場所とする産業廃棄物最終処分場（本件処分場）の設置許可申請（本件申請）に対して広島県知事（処分行政庁）が令和 2 年 4 月 23 日付けでした廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）15 条 1 項に基づく産業廃棄物処理施設設置許可処分（本件許可処分）について、1 審原告らが、本件申請が廃棄物処理法 15 条の 2 第 1 項各号に適合していないのにこれを許可した違法、廃棄物処理法 15 条 3 項に違反してこれを許可した違法、廃棄物処理法 15 条の 2 第 3 項に違反してこれを許可した違法、廃棄物処理法 15 条 5 項、6 項に違反してこれを許可した違法等の存在を主張して、1 審被告に対し、本件許可処分の取消しを求め

る事案である。

原審は、1審原告らの訴えのうち、1審原告番号1らの訴えについて、本件許可処分の取消しを求める原告適格を欠き不適法であるとして、これらの訴えを却下し、1審原告番号2らの請求について、本件許可処分は本件申請が廃棄物処理法15条の2第1項2号に適合していないのにこれを許可した違法な処分であるとして、これらを認容したところ、1審原告番号1らそれぞれが自らの訴えが却下されたことを不服として控訴し、1審被告も1審原告番号2らの請求が認容されたことを不服として、1審原告番号2らとの関係で控訴した。

参加人は、当審において、行政事件訴訟法22条1項に基づき訴訟に参加した。

10 2 関係法令等の定め

本件に関する法令等の定めは、別紙関係法令等の定め記載のとおりである。

3 前提事実（以下、原判決の「訴外組合」を「参加人」と読み替える。）

15 前提事実（争いのない事実並びに証拠（書証のうち枝番のあるものは、特に断らない限り、全枝番を含む。以下同じ。）及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）は、次のとおり補正するほか、原判決の「事実及び理由」の「第2事案の概要」の「2 前提事実」（原判決2頁8行目～5頁14行目）に記載のとおりであるから、これを引用する。

20 (1) 原判決2頁9行目の「別紙当事者目録」を「本判決別紙当事者目録」に改め、同15行目の「所定の産業廃棄物」の次に「（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）」を加え、同23行目の「、191、199」、同3頁8行目の「、367、368」を、いずれも削る。

(2) 同3頁10行目の「処分行政庁」の次に「（広島県東部厚生環境事務所長）」を加え、同26行目の「乙32」を「乙35」に改め、同4頁1行目冒頭から同2行目末尾までを、次のとおり改める。

25 「ウ 処分行政庁は、処分行政庁において定めた審査表を用いて申請内容等の各審査基準への適合性を確認すること等を行うなどして本件申請を審査し、審

査の結果、許可に要する要件が充足されていると判断し、参加人に対し、令和2年4月23日付けで本件許可処分をした(争いがない、甲B1、乙12)。」

(3) 同4頁13行目の「、146」を削り、同5頁2行目冒頭から末尾までを「(以上につき、基準省令、乙13〔370～374枚目])」に、同14行目の「359頁」を「370～374枚目」に、それぞれ改める。

4 争点

(1) 1審原告らに原告適格が認められるか(本案前の争点)

(2) 本件申請が廃棄物処理法15条の2第1項1号所定の要件(1号要件)に適合すると認めた処分行政庁の判断に誤りがあると認められるか(本案争点1の1)

(3) 本件申請が廃棄物処理法15条の2第1項2号所定の要件(2号要件)に適合すると認めた処分行政庁の判断に裁量権の逸脱濫用があると認められるか(本案争点1の2)

(4) 本件申請が廃棄物処理法15条の2第1項3号所定の要件(3号要件)に適合すると認めた処分行政庁の判断に誤りがあると認められるか(本案争点1の3)

(5) 本件申請が廃棄物処理法15条の2第1項4号所定の要件(4号要件)に適合すると認めた処分行政庁の判断に誤りがあると認められるか(本案争点1の4)

(6) 本件申請は廃棄物処理法15条3項に違反するか(本案争点2)

(7) 本件許可処分は廃棄物処理法15条の2第3項に違反していると認められるか(本案争点3)

(8) 本件許可処分は廃棄物処理法15条5項及び6項に違反していると認められるか(本案争点4)

(9) 本件許可処分は廃棄物処理法が裁量を付与した趣旨、目的に反し違法であるか(本案争点5)

5 争点に関する当事者の主張

(1) 本案前の争点（1審原告らに原告適格が認められるか）

この点に関する当事者の主張は、原判決の「事実及び理由」の「第2 事案の概要」の「3 争点及び争点をめぐる当事者の主張の要旨」の「(1)」

5 (原判決5頁17行目～10頁24行目)に記載のとおりであるから、これを引用する。

ただし、原判決5頁18行目の「廃棄物処理法の趣旨及び目的は」を「産業廃棄物処理施設設置許可に関する廃棄物処理法の趣旨及び目的は」に、同7頁11行目から12行目にかけての「日名内川や椋原川を水源とする」を
10 「日名内川に接続する沼田川又は椋原川に接続する賀茂川を水源とする」に、それぞれ改める。

(2) 本案争点1の1（本件申請が1号要件に適合すると認めた処分行政庁の判断に誤りがあると認められるか）

この点に関する当事者の主張は、次のとおり補正するほかは、原判決の

15 「事実及び理由」の「第2 事案の概要」の「3 争点及び争点をめぐる当事者の主張の要旨」の「(2)」（原判決11頁1行目～14頁3行目）に記載のとおりであるから、これを引用する。

ア 原判決11頁14行目の「1号要件に適合している。」を「1号要件に適合しており、適合性を認めた処分行政庁の判断に誤りはない。」に改め
20 る。

イ 同12頁5行目から6行目にかけての「地滑り地域」を「地すべり区域」に改め、同26行目の「排水能力」の次に「（基準省令2条1項3号ロ）」を加える。

ウ 同13頁24行目冒頭から14頁3行目末尾までを、以下のとおり改め
25 る。

「イ 本件土地は土砂災害警戒区域に指定されている。また、広島県では過去に集中豪雨が発生しており、マグニチュード6.9、震度5強クラスの地震が想定されるにもかかわらず、以下に具体的に指摘するとおり、本件処分場ではこれらに対応する雨水排水設備、地滑り防止工事、地盤沈下防止工事等が施されていない。このように、廃棄物処理法15条の2第1項1号にいう技術上の基準を充足しないにもかかわらず、廃棄物処理法及び基準省令が求める専門家による慎重な検討、判断が行われず、これを看過して要件充足を認めた処分行政庁の判断は誤りであり、本件許可処分は違法である。

5

10

(ア) 基準省令2条1項柱書、1条1項3号について

1時間当たり80ミリメートル程度の集中豪雨によって、急傾斜地にある軟弱地盤が多量の雨水を含んで地盤が崩落する可能性があるところ、本件処分場は、そのような集中豪雨を前提とした地盤の地滑り防止工又は沈下防止工が施されておらず、基準省令の定める技術上の基準に適合していない（基準省令2条1項柱書、1条1項3号違反）。

15

20

本件土地は一部が土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域に指定されており、軟弱な地盤に多量の雨水が浸透することにより地盤が崩壊して土砂崩れが生じるのであり、平成30年7月には現に地滑りが生じている。県指針は設置場所に土砂災害警戒区域が含まれないことを前提としているから、本件処分場が技術上の基準に適合しているかの審査を県指針に照らして行うのは相当でない。また、参加人によるボーリング調査結果の評価は、風化の進んだ花崗岩等軟弱地盤の広がりや断層破碎帯の存在について無視や過小評価をした誤りがあり、沈下防止措置を検討する前提が欠けている。土砂災害特別警戒区

25

域（土砂災害警戒区域）では、地滑りや地盤沈下の対策として杭基礎工やケーソン基礎工、地下浸透水排水設備が必要で、排土（軟弱地盤の除去）のみでは不足であり、排土が必要な範囲で行われる保証もない。

- 5 さらに、斜面の安定計算が広島県地震被害想定調査報告を踏まえたものではないなど、盛土地盤の耐震性についての検討にも疑義があり、広島県ではマグニチュード6.9クラスの直下地震や南海トラフ地震による震度5強の揺れが想定されており、マグニチュード6.9クラスの直下地震で地盤が崩落する可能性がある。

- 10 (イ) 基準省令2条1項3号柱書、1条1項4号について

1時間当たり80ミリメートル程度の集中豪雨によって産業廃棄物の流出防止設備が雨水の水圧で壊れる可能性があるが、本件処分場は構造耐力上の安全性が確保された設備が設けられておらず、基準省令の定める技術上の基準に適合していない（基準省令2条1項3号柱書、1条1項4号イ）。

- 15 本件土地の基礎地盤には脆弱な地層（風化花崗岩、強風化花崗岩）が広がっており、擁壁やえん堤の種類、構造は、処分場の設置場所の地形、地質、土質の具体的条件に基づいて決定することが求められ、擁壁やえん堤等の安定計算の際に、基礎地盤の形状や地質に応じて計算し、計算結果が十分な安全率となることが求められるのであって、これらの過程には地盤の形状や性質に基づく地質学や土木工学の専門家による慎重な検討判断が必要である。しかし、専門家による慎重な検討、判断が行われず、有識者の意見にも擁壁やえん堤の種類、構造についての言及がない。

- 25 (ロ) 排水能力（基準省令2条1項3号ロ）について

1時間当たり80ミリメートル程度の集中豪雨による危険性は上記のとおりであるところ、そのような集中豪雨を想定した埋立地内部の雨水を排出することのできる設備が設けられておらず（基準省令2条1項3号口違反）、基準省令の定める技術上の基準に適合していない。」

5
(3) 本案争点1の2（本件申請が2号要件に適合すると認めた処分行政庁の判断に裁量権の逸脱濫用があると認められるか）

この点に関する当事者の主張は、次のとおり補正し、後記(4)のとおり本案争点1の2に関する当審における当事者の主張を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」の「第2 事案の概要」の「3 争点及び争点をめぐる当事者の主張の要旨」の「(3)」（原判決14頁6行目～32頁9行目）に記載のとおりであるから、これを引用する。

10

ア 原判決15頁9行目の「2号要件に適合している。」を「2号要件に適合しており、適合性を認めた処分行政庁の判断に裁量権の逸脱濫用はない。」に改める。

15

イ 同17頁10行目から11行目にかけての「15条3項」を「15条の2第3項」に、同24行目の「2号要件に適合している。」を「2号要件に適合しており、適合性を認めた処分行政庁の判断に裁量権の逸脱濫用はない。」に、それぞれ改める。

20

ウ 同24頁23行目の「（低水期において約92.58m³/日）」を「（低水期において約57.6m³/日）」に改める。

エ 同25頁21行目末尾に、改行して次のとおり加える。

「ク 以上のとおりであるから、本件申請が2号要件に適合すると認めた処分行政庁の判断には裁量権の逸脱濫用がある。」

25

(4) 本案争点1の2に関する当審における当事者の主張
（1審原告らの主張）

ア 2号要件適合性の判断と許可処分の違法性の関係等について

2号要件適合性の判断は都道府県知事の科学的合理的な裁量判断に委ねられているが、裁量の幅は広いものではなく、少なくとも生活環境の保全という廃棄物処理法が掲げる目的達成との関連で制限が内在する。

- 5 生活環境影響調査の方法が不適切であるために生活環境への影響の有無やその程度を左右する重要な環境情報が収集されていない場合は、2号要件適合性審査に必要な情報が欠けるのであり、そのような意味で不十分な生活環境影響調査を根拠資料として周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものとした判断は、事実の基礎を欠き又は社会通念上著しく妥当性を欠くものであるから裁量権の逸脱があるというべきである。
- 10 また、生活環境影響調査に生活環境への影響の有無やその程度を左右する重要な環境情報の欠落がある場合に、処分行政庁が生活環境への影響に関するものとして当然に知り得た事実や市町村長、利害関係者、有識者から得た事実があれば、これを2号要件適合性審査の基礎にしなければならず、これを基礎とせずに周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものとした判断は、事実の基礎を欠き又は社会通念上著しく妥当性を欠くものであり、裁量権の逸脱がある。
- 15

- 20 調査指針は2号要件適合性審査の基準というべきものであり、これに適合しない生活環境影響調査は科学的知見に沿わない疑いがあるから、当該調査に科学的根拠があり、生活環境の保全に対する適正な配慮により周辺住民の不安や不信感を除去するという廃棄物処理法の目的に照らして適切な調査であると評価できない限り、そのような生活環境影響調査に依拠して2号要件適合性を認めることはできず、これを認めた判断は事実の基礎を欠き、裁量権の逸脱濫用がある。

- 25 イ 地下水に関する2号要件適合性の判断について

(ア) 2号要件適合性審査に当たり、調査対象地域に飲用井戸の水源地があれば、一般通常人の感覚に照らして飲用、生活用に適したといえる水が確保できなくなるおそれが生じないか、立地も含めてそのおそれが実行可能な範囲内で回避され又は低減された計画であるかを厳正に審査しなければならない。処分行政庁は本件処分場からの浸透水が周辺の飲用井戸の水質に与える影響を一切考慮しておらず、その判断は考慮すべき事項を考慮しなかった点で裁量権の逸脱濫用がある。

5

次のような調査指針の内容によれば、浸透水や排水による地下水の水質への影響予測は必要である。すなわち、調査指針は、地下水に係る現況把握項目として「地下水の状況（帯水層の分布、地下水位及び流動状況等）」を挙げており、地下水に関する調査を不要とするのは中間処理施設からの排水が処理され公共用水域に排水されかつ十分に希釈される場合としているのであって、排水が地下水の水質に影響を与える場合には生活環境影響調査の対象となることが前提となっている。また、調査指針は、現況把握方法として、計画地下流側の既存井戸の採水調査を定め、採水した地下水の水質を「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」に定める方法に準拠して分析するとし、現況把握の結果の整理として水質に係る基準である環境基準等との適合状況を挙げている。影響の分析において予測値と対比すべき「生活環境の保全上の目標」は水質の確保を意味し、分析の方法において「地下水質保全対策が採用されているか否かについて検討する」としている。

10

15

20

処分行政庁は、浸透水による地下水の水質への影響を予測や影響の分析の対象としないことを前提に2号要件適合性を判断したのであって、考慮すべき事項を全く検討、考慮しなかったという前提の致命的な誤りがある。

25

(イ) 地下水の水位及び流動状況の影響範囲は面的に広がり、調査指針は、地下水の状況の調査について「施設（埋立地）計画地及びその周辺とする。調査範囲は、地形・地質の状況に応じて設定する」とし、地形・地質の状況の調査について「施設（埋立地）が中山間地に計画されている場合には、施設（埋立地）が存在する集水域とこれを囲む水系の斜面」としているのであって、予定地内の調査結果のみで地下水の水位や流動状況への影響が判断できるというのは調査指針や有識者意見に反する。本件処分場の場合、予定地が日名内川や棕原川の水源地の集水域に位置し、また、本件環境影響調査の流向調査の結果はいずれも予定地下流域の井戸の方向を示しており、予定地下流域への影響が想定されたから、予定地下流域の井戸の水位等を調査することが必要であった。

本件環境影響調査における地質ボーリング調査は、地下水の水位や流動状況を把握する上で不十分である。参加人による追加ボーリング調査結果によれば、南側観測孔の地下水位標高よりも低い（深い）位置に被圧地下水が存在するところ、本件環境影響調査は、地下水の帯水層が表層数メートル程度であり地層の深いレベルまで浸透する地下水は存在しないという前提で地下水の水位や流動状況を分析しており、本件土地の地下深くに被圧地下水が存在することを看過し、地下水が地表面にのみ分布するとの誤った評価をした。

(ウ) 調査指針は施設下流域に当たる地域を現況把握の調査対象に入れているところ、参加人が設定した調査対象地域には飲用水や生活用水として利用される井戸⑭、⑮、⑰が含まれ、これらは、調査指針のいう「複数の既存井戸と施設計画地との距離が比較的近い場合には採水可能なすべての既存井戸」に該当する。したがって、地下水の現況把握として井戸⑭、⑮、⑰を調査対象とする必要があったところ、調査が行われていないのであって、これは調査指針や有識者意見に反し、生活環境への影響

の有無やその程度を左右する重要な環境情報の収集と影響評価が行われていないものといえるから、2号要件適合性判断の前提を欠く。

5 (エ) 処分行政庁は、地下水質（井戸水質）への影響の分析はそもそも必要でないとの前提に立ってその検討をせず、また、参加人が井戸⑭、⑮、⑰の調査をせず、有識者の意見による事実確認に対応せず、地下水の水位や流動状況の現況把握を的確に調査していないのに、周辺の地下水の水位及び流動状況への影響はほとんどなく周辺地域の生活環境の保全について適正に配慮された計画であると誤判したのであって、その判断過程には重大な過誤、欠落がある。

10 また、上記判断は、生活環境への影響の有無やその程度を左右する重要な情報を欠く生活環境影響調査に基づくものであるから、事実の基礎を欠き又は社会通念上著しく妥当性を欠くものとして裁量権の逸脱がある。

15 (オ) 瑕疵のある行政行為は法令に違反するものであるから原則として取り消されるべきである。本件許可処分の瑕疵は、2号要件適合性の欠缺であり、手続面ではない実体要件における重大な瑕疵であって、参加人の主張するように、事後に井戸⑭、⑮、⑰の水質データが保存されたなどの事情によって治癒されるものではない。

20 本件環境影響調査では、各井戸のデータを踏まえた予測が行われておらず、また、各井戸のデータを踏まえた生活環境影響調査書の公衆への縦覧や関係市町村長の意見聴取、利害関係者及び有識者の意見を聴取する手続も行われていないところ、前提となる情報が全く異なれば生活環境影響調査も各関係者の意見も異なる内容となるはずである。単なる手続のやり直しで2号要件適合性が判断できるものではなく、処分行政庁
25 による再度の許可は全く想定できない。

ウ 河川の水質に関する2号要件適合性の判断について

(ア) 参加人は、本件環境影響調査において、申請書記載の対策を実施すれば、環境基準も農業用水水質基準も達成できる程度の影響にとどまると説明し、処分行政庁は、その説明について、科学的に合理的な調査結果に基づいており過誤はないとし、本件処分場の計画について、周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされていると判断した。

5

しかし、本件環境影響調査は調査指針に反しており、申請書記載の対策を実施すれば環境基準も農業用水水質基準も達成できる程度の影響にとどまるという見解は科学的合理性を欠く。処分行政庁は、上記の見解を科学的に過誤は無く、本件処分場の計画を適正な配慮がなされたものであると認めたのであるから、その判断は事実の基礎を欠き又は社会通念上著しく妥当性を欠くものであって、裁量権の逸脱濫用がある。

10

調査指針は、事業及び地域の特性に応じて生活環境の保全上の目標を選択することを求めており、本件処分場は農業用水や水道水の水源として利用される日名内川に排水を放流する計画であるから、環境基準及び農業用水水質基準を達成することが求められている。調査指針は環境基準等を選択的な基準として挙げているにすぎず、その選択された基準を満たしているかどうかによって許可に瑕疵があるか否かが左右されるわけではないとの参加人の主張は不当である。

15

(イ) 本件環境影響調査では、本件処分場からの排水が日名内川に放流される位置（以下「本件排水放流位置」という。）から約700m下流にあるWN-1地点において、CODの濃度の予測値が最大（低水期）で5.5mg/Lになるとされており、農業用水水質基準である6.0mg/L以下をわずかに下回った。

20

本件環境影響調査は、CODの予測条件として負荷量を8.6mg/Lとするが、本件処分場で想定される排水のCODの濃度がこの程度にとどまると見るべき合理的根拠はない。むしろ、上安最終処分場のBO

25

の平均値である2.6 mg/Lを採用したというが、参加人が広島市に提出した上安最終処分場の調査結果によれば、同時期の実測値を平均すると3.633 mg/L程度となつて2.6 mg/Lを上回り、その後の年平均値は、平成28年度が10.2 mg/L、平成29年度が13.38 mg/L以上、平成30年度が17.25 mg/L以上であつて、予測条件の値を大きく上回るから、上記BODの設定値は虚偽であり、影響を小さく見せるため、実際の値よりも低い値を用いたものであると考えられる。

5

10

15

本件処分場の周囲への環境負荷は少なくとも上安最終処分場と同程度以上になると考えられるところ、仮に、BODの負荷量を上記の3.633 mg/Lとし、第1取水口付近の河川流量をWN-1地点の3分の1として第1取水口付近のBODの予測値を算出すると、第1取水口付近では環境基準(2.0 mg/L以下)を超える。また、BODの負荷量を6.0 mg/L以上にすると、WN-1地点の河川流量であっても同環境基準を達成し得ない。参加人が広島市に提出した上安最終処分場の浸透水のBOD水質調査結果では、平成19年度から平成31年度までの調査全期間平均値が6.1 mg/Lとされており、仮にこの数値を用いても、WN-1地点でさえ同環境基準を超過し、第1取水口付近ではこれを大きく超過する。

20

25

(オ) 調査指針は「環境基準その他の生活環境の保全上の目標と予測値を対比」するとして、環境基準を原則的な指標とする。また、「水質汚濁に係る環境基準」は、水域類型の指定を行うに当たり当該水域の水質が現状よりも少なくとも悪化することを許容することとならないように配慮することを求めているから、設定された環境基準を達成している水域における2号要件適合性の審査は、既に環境基準を達成している状態を維持できるよう図られた計画であるか否かを科学的な根拠をもって判定す

べきであり、水質が現況よりも悪化するおそれのある計画を許容しないよう審査、判断すべきである。

5 本件環境影響調査は、水域類型が指定されていない日名内川について、調査指針に従い下流にある沼田川と同等のA類型と設定し、A類型の基準（BODの基準値は2mg/L）を用いてこれを達成できる旨結論付け、処分行政庁は、これについて、周辺的生活環境の保全への配慮が図られていると判断した。しかし、この予測、分析の結果には科学的に合理的な根拠が存在せず、そのような根拠を欠く本件処分場の計画について、周辺地域的生活環境の保全について適正な配慮がなされたものと判断することは誤りである。

10 2号要件適合性の判断は、調査指針の求める様々な調査、予測、分析の結果を踏まえて周辺的生活環境の保全に配慮が図られているかを審査するものであり、環境基本法が環境基準を定める趣旨、目的とは異なるから、環境基準の達成程度を踏まえて2号要件適合性を判断することは正当である。

15 (カ) 調査指針が農業用水水質基準として示す農業（水稻）用水基準は、水稻に被害が生じないための許容限度濃度として調査成績や特別研究成果に基づいて農林水産省が科学的見地から示すものである。調査指針は、農業用水の水質保全を図るための計画の検討作成に必要な調査として農業用水水質基準との整合性の検証を求め、処分行政庁は、農業を含む周辺地域的生活環境の保全について適正な配慮がなされた計画であるかを審査、判断している。

25 本件環境影響調査では、CODの予測値と農業用水水質基準との整合性について分析が行われ、生活環境保全上の目標は達成されるとの分析結果に基づいて2号要件適合性があると判断されたが、第1取水口付近での予測値が農業用水水質基準を上回ることは確実である。

農業用水水質基準を上回ったとしても農業に直ちに支障が出るものではない旨の参加人の主張は行政の審査基準と異なる独自の基準を主張するに等しく意味がない。

5 (キ) 処分行政庁は、本件環境影響調査で調査されたWN-1地点とその上流とでは河川流量に大差がなく、設定されたBODの負荷量が上安最終処分場の平均値であり、CODの負荷量にも誤りはないという認識に基づいて、本件処分場の計画が水質汚濁に係る環境基準及び農業用水水質基準と整合すると認定して、2号要件適合性が認められると判断した。

10 しかし、上記のとおり、本件環境影響調査における日名内川の水質の予測計算は誤りであり、調整池、集水柵の設置や、展開検査の徹底といった水質保全策ではこれらの基準は達成できず、排水計画、設備計画、規模等の計画の全部又は一部を抜本的に修正するか立地計画を変更するのでなければ、適正な配慮がなされたものと評価できないものであった。第1取水口付近での調査、予測が行われなかった点は、水質の影響
15 予測の評価に直結する過誤、欠落であり、参加人は水質に関する予測結果を過小評価する操作をしたものと見ざるを得ない。

20 そして、本件申請書記載の対策が実施されれば環境基準も農業用水水質基準も達成できる程度の影響にとどまるとした本件環境影響調査における予測と分析は、不合理な想定に基づく科学的合理性に欠けるものであり、これに基づいて適正な配慮がなされているとした処分行政庁の判断は、これを基礎づける核心的根拠が欠落し、看過しがたい過誤、欠落がある。最も重要な生活環境の一つというべき農業への影響予測を評価するための重要な環境情報が欠落しているにもかかわらず、周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものであるとした判断
25 は、事実の基礎を欠き、社会通念上著しく妥当性を欠くものであって、裁量権の逸脱濫用がある。

(1 審被告の主張)

ア 2号要件適合性の判断と許可処分の違法性との関係等について

5 本件環境影響調査に対する審査に不備はなく、有識者の意見を踏まえ、適切で合理的な調査等が実施されていると判断して本件処分場の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に2号要件適合性があると認めたものであり、その審査及び判断の過程に過誤、欠落はないから、処分行政庁の判断に裁量権の逸脱濫用はない。

イ 地下水に関する2号要件適合性の判断について

10 (ア) 生活環境影響調査の地下水に関する予測や影響の分析は、調査指針に従い、地下水の水位や流動状況について実施するものであり、浸透水による地下水の水質への影響については予測や影響の分析の対象とされていない。

15 (イ) 本件環境影響調査において、地下水の現況把握調査は調査指針に従い適切に実施されている。井戸の水質検査については、有識者の意見を踏まえて本件土地に最も近い採水可能な既存井戸の現況把握調査が実施されている。

20 本件処分場について地下深部まで掘削する計画はなく、本件環境影響調査のボーリング調査によって不圧地下水の概略の流向が把握されたとの評価は調査指針に沿うものである。把握された地下水の水位や流動状況と施設設置計画との重ね合わせによる定性的予測によって影響が予測されているところ、地下水の水位や流動状況に及ぼす影響はほとんどないとした本件環境影響調査の分析は適切であり、「基本的には地下水が表層の砂礫中を定常的に流れていると考えるのが妥当であると思われる」との有識者意見はこれに沿うものである。

25 地下水に関して本件処分場の計画が周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がされているかを判断する前提に不足はない。

処分行政庁は、ボーリング調査に伴う地下水流動調査は調査指針のとおり不圧地下水すなわち第一帯水層を把握することで足り、第一帯水層について調査、予測が行われているため妥当であると判断したのであって、地層の深いレベルに浸透する地下水が存在しないとの前提で地下水

5

(ウ) 本件処分場の存在による地下水位や流動状況に及ぼす影響がほとんどないことから、調査、予測地点である施設計画地境界付近よりも下流側にある井戸⑭、⑮、⑰に対する影響もほとんどないことが明白である。周辺の既存井戸に係る地下水の水質調査は現況の水質を把握する趣旨で実施するものであり、井戸⑭、⑮、⑰の水質に係る現況把握調査が行われていないことが地下水の予測結果に影響を及ぼすものではなく、本件処分場の計画に対する評価にも影響を及ぼさないから、本件環境影響調査に誤りはなく、2号要件適合性を認めた判断に過誤、欠落はない。

10

ウ 河川の水質に関する2号要件適合性の判断について

15

(ア) 水質の現況把握調査は適切で合理的に実施されており、調査地点について過誤、欠落はないから、本件処分場の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が周辺地域の生活環境の保全について適切な配慮がなされたかを判断するための前提に不足はない。

20

(イ) 本件排水放流位置から約700m下流に至るまでの区間には、地図上で確認可能な河川の合流がない。合流する複数の雨水管等は基本的に降雨時にのみ周辺の山々に降った雨が排水管を経て河川に流入するものであり、ため池の溜水が溢れて流入する箇所もあるが、いずれの流入量も河川に比べて少ない。この区間は同一条件下にあり、予測結果に差をもたらすほどの水量の増大はなく、水質も一定している。この区間を同一条件下として扱うことに問題はなく、この間の調査地点であれば、どこ

25

で調査を実施しても予測及び影響分析の結果は本件排水放流位置と変わ

らないから、WN-1地点を予測地点として調査、予測したことに過誤、欠落はない。1審原告らの示す河川流量は概算値で必ずしも正確なものとはいえないのであって、第1取水口付近を予測地点としたときにCODの予測値が農業用水水質基準を超えるとは判断できない。

5 (ウ) 上安最終処分場の実測値が分かる根拠資料は確認できず、参加人は計算方法の違いによっているとしているため、1審原告らが主張するように、本件環境影響調査においてBODの負荷量の設定値とされた2.6mg/Lが虚偽の数値であり、3.633mg/Lが実際の検査値であるとまでは認められず、同様に、平成19年から平成31年の平均値とされる
10 6.1mg/Lが実際の検査値であるとまでは認められない。

(エ) 本件環境影響調査においてCODの負荷量として設定された8.6mg/Lは、他の安定型最終処分場の浸透水の水質を引用しており、本件処分場の予測計算における負荷量とすることは妥当である。類似施設とされた上安最終処分場のBODの実測値を2倍してCODの値を2
15 0.4mg/L～34.5mg/L程度と推定するという1審原告らの主張には根拠がなく、科学的裏付けもない。

(オ) 環境基準は維持することが望ましい基準であり、行政上の政策目標にとどまる。水質汚濁に係る環境基準に「当該水域の水質が現状よりも少なくとも悪化することを許容することとならないように配慮すること」とあるのは、行政上の政策目標が後退することがないようにする趣旨を明記したものである。環境基準の達成状況の測定、判断は、「水域の特性を考慮して、2ないし3地点の測定結果を総合的に勘案するもの」とされており、
20 1地点の結果のみで達成状況を判断するのではなく、河川全体で判断するものである。

25 (参加人の主張)

ア 2号要件適合性の判断と許可処分の違法性の関係等について

2号要件適合性に関する審査は、設置予定地の自然的条件、社会的条件等を踏まえた多角的、総合的見地から検討されるものであり、また、審査の対象には将来の予測に係る事項も含まれているため、生活環境影響調査書の内容を踏まえた審査には、多方面にわたる高度の科学的、専門技術的

5 知見に基づく総合的判断が必要である。処分行政庁には2号要件適合性の判断に当たり極めて広い裁量が存在し、裁量権の逸脱濫用と評価されるのは極めて限定的な場合である。

2号要件適合性に対する裁量的判断は膨大かつ広範な情報と知見に基づいて行われるから、その判断の基礎となる一部の情報に理念から想定して最適解とされる情報ないし知見との比較において瑕疵があったとしても、その瑕疵が膨大かつ広範な情報の価値を大きく毀損するものであり、理念どおりの情報であればその総合的な判断において相違が生じた蓋然性が窺われるような事情がない限り、許可処分の取消しに至る程度の判断の瑕疵や手続上の瑕疵はおよそ存在しないというべきである。

10

生活環境影響調査書は、その内容について法律に規定がなく、あくまで処分行政庁による許可判断の資料であるから、その内容に過誤、欠落、虚偽があるかどうかの判断も裁量に基づく。生活環境影響調査書の記載内容が許可の条件や前提となるものではないから、生活環境影響調査の内容に誤りのあることが許可処分の効力に影響を及ぼすものではない。また、調査指針は、環境省が技術的な助言として都道府県に提供する法律の委任に基づかない行政内部の基準であって、法規としての性格はなく、調査の簡略化、重点化を認めているなど、調査指針に沿わなければ違法になるものとして策定されていない。したがって、生活環境影響調査書の内容が調査指針に沿っていないことにより許可処分が違法となるものではない。

15

20

25 イ 地下水に関する2号要件適合性の判断について

(ア) 調査指針において本件処分場に求められる調査事項は、処分場の設置による地下水の水位や流動状況への影響であって、現況調査の主たる部分は、これらの影響を検討するのに足りる範囲で調査をすればその目的は達成される。

5 (イ) 本件環境影響調査書によれば、北側と南側の地下水観測孔における地下水水位標高に20m以上の差があることや、本件処分場が現地形の谷形状を利用し地形をほとんど変化させない計画であることから、周囲の地下水水位や地下水の流動状況に変化が生じないということが明らかである。このことは周辺の井戸の有無によって変わるものではなく、地下水
10 水位の推移も観測井戸を連続的に調査することで確認可能であるから、本件処分場周辺の井戸のいくつかは審査段階において発覚しておらず採水等の調査ができていなかったとしても、その調査結果によって地下水水位や流動状況に及ぼす影響の評価が変わるものではない。そのため、周辺の井戸調査の点にかかわらず、地下水調査の目的は既に達成されている
15 と評価できるから、現況調査が不十分とはいえ、2号要件適合性を認めた判断過程に瑕疵はない。

(ウ) 井戸⑭、⑮、⑰は、調査指針にある「施設（埋立地）計画地が存在する集水域とこれを囲む水系の斜面」には当たらないため調査が必要ではなく、また、最近傍の井戸の調査が実施されているため調査対象にはな
20 らない。水理学的に見ても、不圧地下水が処分場側から日名内川を超えて井戸⑭に流入するとは考えがたく、井戸⑮の水は谷間の堆積層中の湛水（宙水）に由来し地形からも本件処分場の地下水と連動していないことが明らかである。これらの井戸が調査対象となっていなくても調査指針に反しない。井戸⑭はその存在を外部から判断することは困難で参加
25 人による現地踏査において発見できなかったことはやむを得ず、また、その存在が有識者への求意見の際に明らかにされることが2号要件の充

足性や許可の可否にどのように影響するかは不明である。井戸⑮は参加人の採水依頼が拒否されており「採水可能な井戸」に該当せず、採水調査ができていないことは2号要件充足性に影響しない。調査指針上、現地調査は必要に応じて行われるところ、谷あいには設置される本件処分場から尾根を越えて井戸⑭、⑮、⑰の水位や流動状況に影響を与える可能性は極めて低く、また、谷筋に沿って流動すると考えられる地下水への影響を予測するために離れた地点にあるこれらの井戸を調査する必要性はなく、観測井戸により流向流速を調査することで地下水の水位及び流動状況等を把握できているから、これらの井戸について調査をしていないことは調査指針に反しない。

1 審原告らが提起した仮処分命令申立事件において、井戸⑭、⑮、⑰の構造が解明され、正式な水質検査が行われてデータが保存されており、仮に本件環境影響調査にこれらの井戸に対する調査の点で瑕疵があるとしても、これによって治癒されたということができ、本件許可処分の違法の問題は生じないと解すべきである。

ウ 河川の水質に関する2号要件適合性の判断について

(ア) 本件許可処分について裁量権の逸脱濫用があるというためには、裁量判断の誤りにより本件許可処分に何らかの影響が出ることの蓋然性が必要である。本件環境影響調査において調査地点の設定等について不適切な点があったとはいえ、仮に問題があるとしても、それが最終的な処分行政庁の裁量判断に何らかの影響を及ぼした蓋然性はないから、判断の過程、内容に看過しがたい過誤、欠落はない。

(イ) 生活環境影響調査は、稼働前の環境状態を記録して稼働後の状態と比較できるようにすることに主眼があり、流量等を厳密に測定するなどして予測値の精度を上げるようなことは想定されていない。調査指針は、水質調査の調査地点について、放流位置、水域の特性等を考慮し、水質

の状況を適切に把握できる地点としか定められておらず、利水地点において調査が行われなければ看過しがたい過誤、欠落があるというものではない。

5 本件排水放流位置からWN-1地点までの間に河川と評価し得るものは流入しておらず、第1取水口付近とWN-1地点のいずれを予測地点としても水質に有意な差が生じるとは想定できない。

10 (ウ) 環境基本法に基づく環境基準は、維持されることが望ましく、可及的速やかにその達成維持を図るものとする程度の意味合いしかなく、調査指針において生活環境の保全上の目標として選択できる複数の指標の一つにすぎず、環境基準が規制値として機能することは予定されていない。また、調査指針は「環境基準その他の生活環境の保全上の目標と予測値を対比して、その整合性を検討する」とするにとどまり、超過した場合には許可されないといった基準値としての意味合いはない。そもそも河川類型基準はあくまでも目標値であり、これを満たすか否かということが直ちに許可の可否を左右するような機能を果たすべき指標として
15 設定されておらず、何らかの許可に当たってのしきい値として機能するものではない。

20 (エ) 農業（水稻）用水基準は、法的な基準ではなく理想値であり、超過すると勧告等がなされるようなものではない。調査指針においても、整合性を検討するための指標の一つとされるに過ぎず、農業用水水質基準を充足することが許可基準となり得るものとしては記載されておらず、その基準の数値が許可を左右するようなしきい値として機能することは全く想定されていない。現実にはこの基準値を超える水が農業に使用される例が多々存在し、CODが6mg/Lを上回ったとしても直ちに支障
25 が生じるものではない。

生活環境影響調査において、大気汚染防止法等公害防止関係法令による基準が定められている項目については少なくとも当該基準を満たす数値となっていることが必要であるとされているところ、農業（水稲）用水基準はこの公害防止関係法令には該当せず、許可の可否に影響しない。このような設置許可の可否に直接影響しない項目についてどの程度の調査等を求めるかは行政裁量であり、この点について調査等の不足があるからといってその調査内容に看過しがたい過誤、欠落があることにはならない。

生活環境影響調査における水質の予測は、他の処分場等の数値を類推することにより導き出される一般論による仮定的な計算である。予測の項目において求められているのは、何らかの生活環境の保全上の目標を設置し、同目標との整合性を検討することであって、これを超過しないことが求められているわけではない。調査指針はそもそも農業用水水質基準を基準として設定することを求めておらず、農業用水水質基準を設定したとしてもこれを超過しないことを求めているものではない。予測値が農業用水水質基準を超過したとしても、生活環境への配慮がなされていないことにはならず、仮に予測値の計算方法に何らかの計算の誤りがあったとしても、2号要件適合性にどのように影響を与えるかは全く不明である。

(オ) 仮に本件環境影響調査に何らかの不足があったとしても、本件処分場設置後の本件土地周辺の河川において、農業用水水質基準を満たす水が農業用取水口に存在することが複数の時点で実施された調査によって確認できており、その瑕疵は十分に治癒されている。

(5) 本案争点1の3～4、本案争点2～4

これらの争点に関する当事者の主張は、次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」の「第2 事案の概要」の「3 争点及び争点をめぐ

る当事者の主張の要旨」の「(4)」～「(8)」(原判決32頁10行目～38頁11行目)に記載のとおりであるから、これを引用する。

5 ア 原判決32頁10行目冒頭から11行目末尾までを「(4) 本件申請が廃棄物処理法15条の2第1項3号所定の要件(以下「3号要件」という。)に適合すると認めた処分行政庁の判断に誤りがあると認められるか(本案争点1の3)」に改める。

10 イ 同33頁3行目の「適合している。」を「適合しており、適合性を認めた処分行政庁の判断に誤りはない。」に、同5行目の「上記(2)ア」を「本案争点1の1に関する(1審原告らの主張)ア」に、同18行目の「満たさない」を「満たさず、本件申請が3号要件に適合すると認めた処分行政庁の判断には誤りがある。」に、同26行目の「廃棄物の運搬料」を「埋め立てた産業廃棄物の数量」に、同34頁6行目の「刑事処分を受けて」を「刑事事件を起こして」に、同19行目の「上記(3)イ」を「本案争点1
15 の2に関する(1審原告らの主張(補正して引用した原審における主張))イ」に、それぞれ改める。

ウ 同35頁1行目冒頭から2行目末尾までを「(5) 本件申請が廃棄物処理法15条の2第1項4号所定の要件(以下「4号要件」という。)に適合すると認めた処分行政庁の判断に誤りがあると認められるか(本案争点1の4)」に改める。

20 エ 同35頁17行目の「適合するといふべきである。」を「適合するといふべきであり、適合性を認めた処分行政庁の判断に誤りはない。」に、同36頁7行目の「上記(2)ア」を「本案争点1の1に関する(1審原告らの主張)ア」に、同17行目の「上記(4)イ」を「本案争点1の3に関する(1審原告らの主張)イ」に、同20行目の「適合しない。」を「適合せず、本件申請が4号要件に適合すると認めた処分行政庁の判断には誤りが
25 ある。」に、それぞれ改める。

オ 同36頁26行目の「上記(3)イ」を「本案争点1の2に関する（1審原告らの主張（補正して引用した原審における主張））イ」に改める。

(6) 本案争点5（本件許可処分は廃棄物処理法が裁量を付与した趣旨、目的に反し違法であるか）

5 （1審原告らの主張）

本件許可処分に関する審査において、処分行政庁の担当者らは、地元調整に関する要綱に反する対応、許可手続における過誤や欠陥、参加人による恫喝的な対応及び議員らを使った圧力に応じてしまった経過、設置許可後の搬入停止及び再開の手続状況、放射性廃棄物の搬入基準の変更、排水の検査状況等から裏付けられるように、参加人による恫喝や議員らを使った圧力に応じて拙速的に許可処分に向けて急ぎ、速やかに本件処分場を開業させようとした。

10 処分行政庁は、廃棄物処理法の趣旨、目的から逸脱して、参加人の開発申請を認めて速やかに開業させようとする動機や目的で本件許可処分をしたのであって、動機、目的が不当である上、その手続も社会的妥当性を欠くから、本件許可処分は、廃棄物処理法が裁量を付与した趣旨、目的に違反し、裁量権を逸脱濫用したものとして違法である。

15 （1審被告の主張）

処分行政庁は、参加人の申請から本件許可処分まで約2年間をかけて、申請された内容を適正に審査して本件許可処分をしたものであり、拙速的な処分とはいえない。

20 一般的に、産業廃棄物処理施設に係る設置許可申請について、申請者や申請者から依頼を受けた者（議員を含む。）から処分行政庁あるいは1審被告の担当部署等に対して、様々な質問や意見が申し立てられることがあるが、その内容により許可判断に影響を及ぼすことはあり得ない。参加人の言動や圧力をいう1審原告らの主張は事実に基づくものとはいえず、本件申請に対する処分行政庁の許可判断は参加人等からの意見等による影響が及んだことによるもの

ではない。処分行政庁が議員を通じた抗議により基準を変更した事実はなく本件許可処分に関係もない。また、参加人による地元住民への説明等に関する処分行政庁の対応にも問題はない。

第3 当裁判所の判断

5 1 本案前の争点（1審原告らに原告適格が認められるか）について

この点に対する判断は、次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」の「第3 当裁判所の判断」の「1」（原判決38頁13行目～49頁1行目）に記載のとおり（ただし、「生活環境影響調査報告書」とあるのをいずれも「生活環境影響調査書」に改める。以下同じ。）であるから、これを引用する。

10 (1) 原判決39頁21行目から22行目にかけての「同法15条の2の2」を「15条の2の3」に改める。

15 (2) 同40頁20行目の「施行規則12条の5の2」を「施行規則12条の5の3」に改め、同21行目の「同規則」を削り、同22行目の「定期検査は」から26行目末尾までを「定期検査は所定の技術上の基準（15条の2第1項1号）に適合しているかについて行われ（15条の2の2第2項）、これに適合しない場合には、上記のとおり、当該施設について必要な改善又は使用の停止の命令や設置許可の取消しがなされ得ることになる。」に改める。

20 (3) 同41頁25行目の「選定されるものとされている」を「申請者が設定するものとされている（調査指針第1章3.(2)ア）」に、同42頁24行目の「至りかねないものである」から同43頁6行目末尾までを「至りかねないものであり、そのような健康又は生活環境に係る著しい被害を受けないという個々の住民の具体的利益は、一般的公益の中に吸収解消させることが困難なものというべきである。」に、それぞれ改める。

25 (4) 同46頁10行目の「原告番号12」の次に「の居住地」を加え、同24行目の「原告らは、原告番号1、7及び8につき」を「1審原告番号1、7及び8は」に、同47頁18行目の「原告らの主張は」を「1審原告番号1、7及

び8の主張は」に、同20行目の「原告らは、原告番号7につき」を「1審原告番号7は」に、同48頁13行目の「原告らの主張」を「1審原告番号7の主張」に、同15行目の「原告らは、原告番号12につき」を「1審原告番号12は」に、それぞれ改める。

5 (5) 同48頁22行目から23行目にかけての「上記(ア)で説示したところに照らし」を「上記(ア)で説示したところ、また、本件土地における土砂災害による土砂等が同人の居住地に流入するおそれがあるとは認められないことに照らし」に改める。

2 本案争点1の1（本件申請が1号要件に適合すると認めた処分行政庁の判断に誤りがあると認められるか）について
10

(1) 基準省令2条1項柱書、1条1項3号について

ア 安定型最終処分場の設置許可申請における1号要件適合性の審査基準については基準省令2条1項等や留意事項（乙8）に定めがあり、また、県指針（乙9）に具体的事項が定められている。すなわち、基準省令1条1項3
15 号は、技術上の基準として、「地盤の滑りを防止し、又は最終処分場に設けられる設備の沈下を防止する必要がある場合においては、適当な地滑り防止工又は沈下防止工が設けられていること」と定め、留意事項（別表I四）は、「地滑り防止工としては、滑動力軽減のための排土、地表水の浸透防止工、地下水の排除設備、滑り抑制のための工作物の設置等があり、また、沈下防
20 止工としては、土質安定処理、地盤置換、杭基礎工、ケーソン基礎工等がある」、「最終処分場の設置する場所が、斜面、崖等である場合には地滑りの有無を、軟弱地盤等である場合には沈下の有無を細心の注意を払って検討し、必要な地盤支持力等が十分に安全性をもって確保される工法を採用する」こ
25 とを留意事項として示し、県指針（第2の1(12)ア、イ）は、「現地調査、地質、土質調査等（ボーリング調査を含む。）により埋立地の地質状況を明らかにし、地滑り、地盤沈下等の可能性について調査すること」「地滑り、

地盤沈下等の可能性がある場合においては、適切な地滑り防止工又は地盤沈下防止工が施されていること」とされ、地滑り防止工、沈下防止工の具体例として留意事項と同様の記載がされている。

イ 処分行政庁は、本件申請をこれらの点から審査し、本件処分場の計画が基準省令1条1項3号に適合していると判断したものと認められるところ（乙12）、1審原告番号2らは、1時間当たり80ミリメートル程度の集中豪雨を想定した地滑り防止工又は沈下防止工を設ける必要性を看過してなされた上記判断は誤りであると主張する。

5
10
15
しかし、地滑り防止や地盤沈下防止について、留意事項及び県指針は上記アのとおり定めているところ、処分行政庁は、これらを踏まえて本件申請の内容を審査し、ボーリング調査の結果により地下に軟弱地盤がないことを確認し、地表の軟弱地盤を取り除き段切り工による地滑り対策を講じた造成等を行う計画であること、本件処分場の計画が安定計算の基準に適合していること及び本件土地が地すべり区域に指定されていないこと等を認定して、本件申請の計画内容を超える地滑り防止工又は沈下防止工を施工する必要はないと判断したものであって、その認定判断に誤りがあるというべき根拠は見当たらない。

ウ また、証拠（乙35）によれば、2号要件適合性に関する意見聴取において、廃棄物の処理に関する意見を述べた有識者から、土えん堤の最低部、地山とえん堤の境において、軟弱地層を取り除いて造成するようにし、えん堤の基礎部や法面をしっかりと締め固めるようにすること、埋立期間中や埋立終了後において、場内に水が溜まらないように表面排水等が行われなければならないこと、処分場内に堆積する土砂や新たに発生する崩壊土砂が降雨によって流出しないように法面保護工や大型土嚢など適切な防護工を施すこと、
20
25
取付道路等から下方の斜面への雨水の流出に伴う斜面崩壊等が生じないように埋立開始前から適切な対策を取ることがいずれも必要であるとの意見

が表明され、これを受けて、参加人は、土えん堤の最低部、地山とえん堤の境において軟弱地層を取り除いて造成するようにし、えん堤の基礎部や法面をしっかりと締め固めるようにする、廃棄物の埋立の際にも重機を使いしっかりと締め固めるようにする、処分場内は水が溜まらないように排水計画を立てており開渠水路へ勾配を取るとともに側溝の点検、清掃を適切に行う、調整池を施工した上で搬入前えん堤を施工し土砂の流出を防ぐ、土砂流出が予想される箇所には網柵工を施工する、埋立が終了した箇所から法面保護のために吹き芝等で保護するなど回答をしたことが認められ、有識者は、参加人が回答した対策は適切でありそのとおりに実施されれば問題ないと考えるとの意見を表明したことが認められる。

これらの意見交換等の内容に照らしても、本件処分場について本件申請の計画内容を超える地滑り防止工又は沈下防止工を設ける必要性を認めなかった処分行政庁の判断に誤りはないというべきである。

エ 1 審原告番号 2 らは、本件土地の一部に土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域が存在すること等を指摘するが、後記(3)のとおり、本件処分場においては十分な排水能力を有する雨水排水設備が計画されていることが認められ、1 審原告番号 2 らの指摘を踏まえても、上記の計画内容について必要な地滑り防止工又は沈下防止工が設けられていないと評価することはできず、他にそのような評価をすべき客観的根拠があるとも認められない。

1 審原告番号 2 らは、上記のボーリング調査結果の評価に誤りがある、本件処分場の地滑りや地盤沈下について排土のみでは防止措置として不十分であるとも主張するが、1 審原告番号 2 らの指摘は、軟弱地盤がないと評価したことに誤りがあることを根拠付けるものとはいえず、また、上記のとおり本件申請に係る計画における地滑りや地盤沈下に対する防止措置は排土のみではなく、1 審原告番号 2 らの主張は防止措置が不十分である根拠が具体的に示されているともいえないのであって、採用することができない。

(2) 基準省令 2 条 1 項 3 号柱書、1 条 1 項 4 号について

5 ア 本件処分場の計画は、廃棄物等の流出防止のために土えん堤を設置するものであるところ、基準省令 2 条 1 項柱書及び 3 号は、廃棄物処理法 15 条の 2 第 1 項 1 号の規定による技術上の基準は、安定型最終処分場にあつては基準省令 1 条 1 項 4 号の規定の例によるとし、同号柱書及び同号イは、廃棄物の流出を防止するための擁壁、えん堤その他の設備について、「自重、土圧、水圧、波力、地震力等に対して構造耐力上安全であること」を定めている。また、安定型最終処分場の擁壁等につき、留意事項（別表記載 I 五）は「擁壁、えん堤等の種類及び構造は、埋立地の地形、地質、土質の条件及び必要な高さ等を勘案して決定すること」とし、県指針（第 2 の 2 (1)イ）は、安定型最終処分場の貯留構造物のうち土えん堤について、盛土材料や高さの条件、表面排水設備や表面保護について定めるほか、勾配を角度 30 度以下とすることや、土えん堤の基礎地盤を含む断面の安定計算を円弧すべり面法により常時と大地震時で所定の安全率を用いて行うこと等を求めている。

15 処分行政庁は、土えん堤に関する本件処分場の計画について、県指針の定める上記の基準等に基づいて審査を行い、計画がこれらに適合すると判断したものであるところ、その判断に誤りがあるというべき根拠は見当たらない。

20 イ 1 審原告番号 2 らは、本件土地の基礎地盤には脆弱な地層が広がっており、土えん堤の安定計算するにあたっては地質学や土木工学の専門家による地盤の形状や性質に基づく慎重な検討判断が必要であったと主張するが、本件処分場について土えん堤の計画に不備があることを具体的に指摘するものではなく、上記判断に誤りがあることを根拠付けるものではない。

25 また、1 審原告番号 2 らは、斜面の安定計算が広島県地震被害想定調査報告を踏まえたものではないなど、盛土地盤の耐震性について疑義がある、想定されるマグニチュード 6.9 クラスの直下地震で地盤が崩落する可能性があるとして、施工の計画が不十分であるとも主張するが、その根拠を具体的

に示しているとはいえ、また、上記のとおり、土えん堤の基礎地盤を含む断面について、常時及び大地震時を具体的に想定した地震動の強度を用いた安定計算が行われ、計画に問題のないことが確認されているのであって、1審原告番号2らの主張に理由があるとは認められない。

5 (3) 排水能力（基準省令2条1項3号ロ）について

10 本件処分場の計画は、排水管を設置するものであるところ、廃棄物処理法15条の2第1項1号の規定による技術上の基準として、基準省令2条1項柱書及び3号は、安定型最終処分場について、「擁壁等の安定を保持するため必要と認められる場合においては、埋立地の内部の雨水等を排出することができる設備が設けられていること」（同号ロ）を求め、県指針（第2の2(3)）は、安定型最終処分場の浸透水集排水設備について、「埋立地内部の雨水を有効に集水及び排水できる堅固で耐久力を有する構造の集排水設備を設けること」とし、集排水管の管径及び材質や設置方法等を定めている。本件申請において、本件
15 処分場に計画される排水設備について、降雨強度を1時間当たり120ミリメートルとして計算した雨水流出量に対して十分な流下能力があるとする計算書が提出されており、これは「開発事業に関する技術的指導基準（平成26年5月、広島県）」（第3の7(1)イ）に適合することを示すものであると認められる（乙13・223～224枚目、乙16の2・22頁）。

20 処分行政庁は、集排水設備に関する本件処分場の計画について、上記の基準省令、県指針及び指導基準に基づいて審査を行い、これらに適合すると判断したものであるところ、その判断に誤りがあるというべき根拠は見当たらない。1審原告番号2らは、1時間当たり80ミリメートル程度の集中豪雨を想定した雨水排水設備を設けることが計画されておらず、基準省令の定める技術上の基準に適合していないと主張するが、上記のとおりであって、その主張には理
25 由がない。

(4) 以上の検討によれば、本件申請は1号要件に適合するというべきであり、

1 審原告番号 2 らの指摘を十分考慮しても、1 号要件に適合するとした処分行政庁の判断に誤りがあるとは認められないから、この判断の誤りを理由に本件許可処分は取り消されるべきであるとする 1 審原告番号 2 らの主張には理由がない。

5 3 本案争点 1 の 2 (本件申請が 2 号要件に適合すると認めた処分行政庁の判断に裁量権の逸脱濫用があると認められるか) について

(1) 本案争点 1 の 2 に関する判断枠組みについて

10 ア 産業廃棄物の最終処分場を含む産業廃棄物処理施設を設置しようとする者は、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を得なければならないが(廃棄物処理法 15 条 1 項)、当該許可の申請を受けた都道府県知事は、廃棄物処理法 15 条の 2 第 1 項各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、当該許可をしてはならないものとされている(廃棄物処理法 15 条の 2 第 1 項)。

15 イ そして、産業廃棄物処理施設を設置しようとする者は、当該許可の申請に際し、生活環境影響調査書を添付しなければならず(廃棄物処理法 15 条 3 項、施行規則 11 条の 2)、都道府県知事は、当該許可の申請について、廃棄物処理法 15 条の 2 第 1 項各号に適合するかどうかを審査する過程で、申請書と生活環境影響調査書を公衆の縦覧に供するとともに、関係市町村長に生活環境の保全上の見地からの意見を聴かなければならない
20 (廃棄物処理法 15 条 4 項、5 項)。また、利害関係者は、所定の期間内に、都道府県知事に対し、生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる(廃棄物処理法 15 条 6 項)。

25 また、都道府県知事は、当該産業廃棄物処理施設の設置を許可する場合においては、あらかじめ、2 号要件に掲げる事項について、生活環境の保全に関し、廃棄物の処理並びに大気質、騒音、振動、悪臭、水質及び地下水に関する事項について専門的知識を有する者の意見を聴かなければならな

いものとされている（廃棄物処理法 15 条の 2 第 3 項、施行規則 12 条の 3）。

5 ウ 生活環境影響調査書には、(ア)設置しようとする産業廃棄物処理施設の種類及び規模並びに処理する産業廃棄物の種類を勘案し、当該産業廃棄物処理施設を設置することに伴い生ずる大気質、騒音、振動、悪臭、水質又は地下水に係る事項のうち、周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるものとして調査を行ったもの（以下「生活環境影響調査項目」という。）、(イ)生活環境影響調査項目の現況及びその把握の方法、(ウ)当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を予測するために把握した水象、気象その他自然的条件及び人口、土地利用その他社会的条件の現況並びにその把握の方法、(エ)当該産業廃棄物処理施設を設置することにより予測される生活環境影響調査項目に係る変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲並びにその予測の方法、(オ)当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を分析した結果、10 (カ)大気質、騒音、振動、悪臭、水質又は地下水のうち、これらに係る事項を生活環境影響調査項目に含めなかったもの及びその理由等の記載を要するものとされている（施行規則 11 条の 2）。

15 これを受けて、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部は、生活環境影響調査が、より適切で合理的に行われるよう、生活環境影響調査に関する技術的な事項、すなわち、調査事項や具体的な項目（生活環境調査項目）20 の選定方法及び生活環境調査項目についての調査（現況把握、予測及び影響の分析）の標準的な方法並びに当該産業廃棄物処理施設の規模等の事業特性や、立地場所の自然的及び社会的条件の地域特性を踏まえ、調査において配慮すべき点につき、現時点の科学的知見に基づいて「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（調査指針）を取りまとめている。

25 エ 生活環境影響調査は、調査指針の序章（第 1 章 1. 本指針の策定の背景と

5 とおり、生活環境影響調査書の内容に過誤、欠落、虚偽がある場合に、それに依拠してなされた許可処分は違法である、調査指針は2号要件適合性の審査基準というべきものであり、これに適合しない生活環境影響調査は科学的知見に沿わない疑いがあり、その調査に科学的根拠があり廃棄物処理法の趣旨に照らして適切な調査と評価できない限り、そのような生活環境影響調査に依拠してなされた2号要件適合性判断には裁量権の逸脱濫用があるなどとして、本件環境影響調査書の内容に過誤、欠落、虚偽が認められることや調査指針に沿わない部分があることそれ自体をもって直ちに処分行政庁の2号要件適合性判断が違法であるかのように主張するが、上記のとおりであ
10 って採用できない。

以下、このような考え方を踏まえて、本件申請が2号要件に適合すると認められた処分行政庁の判断に裁量権の逸脱濫用があるかについて検討する。

(2) 認定事実

15 認定事実は、後記のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」の「第3 当裁判所の判断」の「2」の「(2)」(原判決51頁10行目～59頁25行目)記載のとおりであるから、これを引用する。

ア 原判決52頁25行目末尾に、改行して次のとおり加える。

「イ 参加人が提出した本件環境影響調査書の要旨は、別紙「本件環境影響調査書の抜粋要旨」記載のとおりである。」

20 イ 同頁26行目の「イ」を「ウ」に改める。

ウ 同54頁19行目から20行目にかけての「会議における本件有識者Eの指摘事項や質問事項」を「会議等における本件有識者Eら担当有識者の指摘事項や質問事項」に改める。

25 エ 同55頁23行目の「意見a及びbにつき」を「意見a及びbに対する参加人の見解につき」に改める。

オ 同56頁7行目の「同担当者らは、」から同14行目末尾までを「同担当

者らは、応対に出た1審原告番号6に対し、所属を示し、広島県から同人方の水質を調査するよう指導を受けたと告げて、設置されている井戸を調査させてほしい旨申し出た。これに対し、1審原告番号6が即答できない旨述べると、上記担当者らは、本件処分場の設置許可を得るために動いている中で
5 広島県から水質の調査をするよう指導を受けたのであり、もし採水が可能であれば連絡してほしいと告げ、1審原告番号6方を辞去した。」に改め、同15行目の「甲B63、」の次に「丙8、」を加える。

カ 同57頁15行目の「ウ」を「エ」に改める。

キ 同58頁11行目の「〔85、101頁〕」を「〔85、86、101頁〕」
10 に改め、同12行目の「(イ)」の次に「本件許可処分の当時、」を加え、同59頁18行目の「上記放流地点にあつては」を「上記放流地点から約3m下流にあつては」に改める。

(3) 地下水に関する2号要件適合性の判断について

ア 本件環境影響調査では、地下水の流動状況について2か所の地下水観測孔
15 における地下水の水位及び流向・流動の調査、地下水の利用状況について井戸①～⑬の設置状況と利用状況の調査と飲用に使用されている井戸⑥及び⑬に関する採水及び水質分析が行われ、この調査結果と現地の地形及び地質等を総合して地下水の水位及び流動状況や水質への影響について予測と分析が行われ、処分行政庁は、これを踏まえて、地下水の水位や流動状況に関
20 する本件処分場の計画について2号要件適合性を認める判断をしたものである。

これに対して、1審原告番号2らは、処分行政庁は、2号要件適合性判断において本件処分場からの浸透水が地下水の水質、周辺の飲用井戸の水質に与える影響について審査しておらず、本件環境影響調査では本件土地周辺に
25 ある飲用井戸を含む複数の既存井戸が調査対象から外されている、本件環境影響調査における地下水に関する評価や分析は、ボーリング調査の結果等を

反映したものとなっていないとして、地下水に関して2号要件適合性を認めた処分行政庁の判断には、その過程に看過しがたい過誤、欠落があり、裁量権の逸脱濫用があると主張するので、以下検討する。

イ 地下水の水質に与える影響について

5 (ア) 地下水に関して、本件環境影響調査書(乙13)には、「第3章 生活環境影響調査項目の選定」「3.2 調査項目の選定」において、「本事業における生活環境影響要因と生活環境影響調査項目は、表3-3に示すとおりである」とあり、表3-3「本事業の生活環境影響要因と生活環境影響調査項目」には「地下水」の調査事項について、生活環境影響調査項目として「地下水の流れ」を安定型最終処分場の標準的調査事項として調査項目に選定したことが記載されている一方、「第5章 予測及び影響の分析」「5.5 水質及び地下水」「5.5.2 地下水」においては、地下水の水位及び流動状況に及ぶ影響の予測だけでなく、地下水の水質に及ぶ影響の予測についても予測結果とそれらに関する分析が示されている。

10

15

(イ) 廃棄物処理法15条3項の生活環境影響調査に関する地方自治法245条の4第1項にいう技術的な助言と解される調査指針は、「最終処分場に関する地下水の影響は、陸上埋立最終処分場を対象として、施設(埋立地)の存在による地下水の水位や流動状況への影響等を検討する」(第3章7.柱書)とし、現況把握項目となる「地下水の状況」について、「施設(埋立地)計画地及びその周辺の地下水の水位や流動状況を検討するため、(中略)、以下に掲げる地下水の特性項目とする」として、地下水の特性項目を「帯水層の分布、地下水の分布、地下水の水位及び流動状況、湧水の分布及び湧水量、湧水及び既存井戸、地下水位観測井戸等の水質(pH、電気伝導率、塩化物イオン、基準省令別表第二に掲げる項目(地下水等検査項目)等)」(第3章7.イ.(イ)c.)としている。また、予測に

20

25

5 ついて、「予測は、施設（埋立地）の存在による地下水の水位や流動状況への影響の程度を把握するため、対象事業の施設構造計画及び維持管理計画を前提として、調査対象地域の地形地質、地下水の特性に基づき、地下水水位の変化や湧水量の計算に用いられている一般的な解析式または定性的な予測手法を用いて行う」、「予測項目は、施設（埋立地）の存在による地下水の水位や流動状況への影響とする」（第3章7.ウ.）とし、影響の分析の基本的考え方として、「施設（埋立地）の存在による地下水の水位や流動状況への影響の分析は、予測の結果を踏まえ、地下水への影響が実行可能な範囲内で回避され、または低減されているものであるか否かについて、事業者の見解を明らかにするとともに、生活環境の保全上の目標と予測値を対比して、その整合性を検討することにより行う」（第3章7.エ.(7)）としている。

15 また、基準省令（2条2項2号ハ、ニ）及びこれに対応する留意事項の規定（Vの三の（四）、IIの一一）によれば、廃棄物処理法15条の2の3第1項の規定による維持管理の技術上の基準として埋立処分開始前の地下水の水質検査が求められているところ、これは、埋立処分開始前の地下水の水質を把握することにより、埋立処分開始後の地下水の水質検査の結果をこれと比較して水質の状況変化を評価できるようにするために行われるものである。これに関し、調査指針は、第1章の【参考】モニタリングとして、「（施設供用後の事後における）モニタリングを適切に行うためには、現地の状況を調査する必要がある。」「この調査は、生活環境影響調査とは直接関係しないものであるが、生活環境影響調査と併せて行うなど、合理的に行う必要がある。」としており、調査指針に示されている地下水に関する上記の水質検査はこのモニタリングのための調査に含まれるものといえる。

これらの規定の内容等によれば、調査指針は、地下水について、地下水

の水位及び流動状況を調査（評価）すべき予測の対象とする一方、浸透水による地下水質への影響（既存井戸の水質への影響）を予測の対象とはしておらず、その予測のための地下水の水質調査は求めていないと解される。調査指針が定める既存井戸の水質調査は、地下水位及び地下水の流動状況への影響を検討するための現況把握として行われるものであるとともに、埋立処分開始後の地下水の水質検査の結果をこれと比較するためのものと位置付けられるところ、本件環境影響調査において実施された井戸の現況の水質調査はこれに当たるものと認められる。

5 (ウ) 以上に対し、1審原告番号2らは、調査指針中、①第1章の「3. 生活環境影響調査の基本的考え方」の「(3) 現況把握」に、「生活環境に及ぼす影響の程度を予測するために必要と考えられる自然的条件及び社会的条件は、次に示す項目のなかから必要な項目を把握することとする」「地下水：地形・地質状況、地下水の状況（帯水層の分布、地下水位及び流動状況等）及び地下水利用状況」との記載があり、「流動状況等」「地下水利用状況」の文言が存在すること、②第1章の「4. 留意事項」に「地下水に関する調査が必要ない場合」として、中間処理施設からの排水が処理され、公共用水域に放流され十分に希釈される場合が挙げられていること、③第3章の「7. 地下水」「イ. 現況把握」「(エ) 現況把握の結果の整理」に、現況把握の結果を整理する観点として「環境基準等の環境目標の適合状況」が挙げられ、「エ. 影響の分析」「(ア) 分析の基本的考え方」に「地下水への影響が実行可能な範囲内で回避され、または低減されているものであるか否かについて」検討するとの記載があることを指摘して、調査指針は地下水の水質への影響を調査対象としている旨主張する。

25 しかし、①上記の「流動状況等」「地下水利用状況」との文言は、現況把握の対象として示されるにとどまり、水質が現況把握の対象に含まれるとしても、事後のモニタリングのための現地の状況調査として行われるも

のと解すべきであり、②「地下水に関する調査が必要ない場合」の記述は、
「地下水に関するこれらの調査が不要と想定される例は、中間処理施設であって、施設からの排水を再生処理して完全に循環利用しているもの、施設からの排水を適切に処理して河川等の公共用水域に放流し、かつ十分に
5 希釈されるもの等の場合が考えられる」というものであって、後者の例は排水を公共用水域に適切に放流する点を主旨とするにとどまるものと解すべきである。また、③環境基準等との適合状況を見るのは現況把握として行われた水質調査の結果を整理する観点として挙げられているのであって、調査指針が地下水の水質への影響を調査事項としていることの根拠
10 になるとはいえず、また、影響の分析においても「地下水の水位や流動状況への影響の分析」についての記述であることが明らかである。したがって、1審原告番号2らの上記主張には理由がない。

(エ) また、1審原告番号2らは、調査指針は地域特性を勘案して各調査事項の具体的な項目を設定することとしているところ、井戸が飲用水、生活
15 用水として利用される民家が存在するという地域特性を勘案すれば、本件処分場の設置に伴う生活環境への影響として近隣の井戸に係る地下水の水質への影響が極めて重要であるから、2号要件適合性を判断するためにはその影響の予測、分析が行われなければならないと主張する。

しかし、調査事項の設定に対する評価は調査指針を踏まえた都道府県知
20 事の合理的な裁量に委ねられているところ、調査指針は予定地周辺の地下水の水質に安定型最終処分場が与える影響の予測をどのような場合に、どのようにして行うかについて言及しておらず、また、安定型最終処分場の設置計画段階において予定地周辺の地下水の水質への影響を的確に予測
25 する方法も示されていないのであって、本件処分場について適切な予測方法を具体的に想定できるともいえないから、本件土地の近隣の井戸に係る地下水の水質に対する影響の予測、分析が行われていないことをもって、

本件環境影響調査に過誤や欠落があるとか、2号要件適合性の判断の過程に欠落があるということはない。

5 1 審原告番号2らは、調査指針は「影響の回避または低減に係る分析」(第3章7.エ.(イ)a.)として、「適切な地下水流動保全対策や地下水質保全対策が採用されているか否かについて検討すること等により行う」とし、整理の視点として「地下水質保全対策：適切な埋立地からの浸出水遮水構造の設置、法令等に基づく排出濃度の遵守等」としていることを指摘するが、上記(イ)に述べたとおり、調査指針は地下水の水質を影響予測の対象にしておらず、上記の地下水質保全対策は地下水の水位及び流動状況の影響分析における検討事項であるから、1 審原告番号2らの上記指摘に理由があるとは認められない。

15 (オ) なお、1 審原告番号2らの上記(エ)の主張に関し、2号要件適合性の審査は地域特性を考慮して廃棄物処理施設による生活環境への影響に適切な配慮がなされた計画であるかを審査するものであることや、飲用井戸の水源となる地下水の水質の生活上の重要性に鑑みると、本件処分場の設置計画においては、飲用井戸の水源となる地下水の水質への影響について適切な配慮がなされた計画であるかの検討が行われることがより望ましいと考えられる。

20 この点、安定型最終処分場の設置計画段階において処分場の設置が予定地周辺の地下水の水質に与える影響を的確に予測することは困難と考えられ、調査指針においてもその方法は示されていない一方、本件環境影響調査(第5章5.5.2(3)及び(4))では、現況調査として行われた地下水質の検査結果及び類似施設とされる上安最終処分場で平成29年10月に行われた地下水質の検査結果が基準省令の基準を満たしていること
25 を基礎に、本件処分場が浸透水を調整池に集水して排水し、雨水は事業計画地の周囲に雨水排水路を設置する計画であること等から地下水質への

影響はほとんどないと予測し、その上で影響を最小限に抑えるために、本件処分場を現地形を利用してその改変を最小限とし、埋立地の最深部に暗渠排水路を設置して浸透水を集水し調整池を通じて排水する計画とした上で、定期的に水質検査を実施し異常を確認した場合には速やかに原因調査をして適切な処置を行うという対策を講じることを前提に、生活環境への影響は小さいとの見解が示されている。

5

このように、本件環境影響調査においては、本件処分場の浸透水が飲用井戸の水源となる地下水の水質に影響を与える可能性やその程度は具体的に明らかではないものの、本件処分場が地下水の水質に与える影響について一定の予測と分析が行われており、これらについて過誤や欠落があるとは認められないから、地下水の水質の保全の観点から見ても、2号要件適合性を認めた処分行政庁の判断に看過しがたい過誤、欠落があるとは認められない。なお、1審原告番号2らは、本件環境影響調査における地下水に関する評価や分析はボーリング調査の結果等を反映したものとなっており、その結果、浸透水による地下水汚染の危険性について検討されていないに等しいとも主張するが、この主張が採用できないことは後記ウ(ア)のとおりである。

10

15

(カ) 以上のとおり、本件土地の近隣の井戸に係る地下水の水質への影響に関して本件環境影響調査に過誤や欠落があるとはいえず、これを踏まえて本件処分場の計画に2号要件適合性を認めた処分行政庁の判断の過程に看過しがたい過誤、欠落があるとは認められない。

20

ウ 地下水の水位及び流動状況に与える影響について

(ア) 1審原告番号2らは、本件環境影響調査における地下水に関する評価や分析は、ボーリング調査の結果等を反映したものとなっていない旨主張するが、本件環境影響調査書によれば、本件処分場の計画地の敷地境界付近で実施した地質調査ボーリング及び地下水位観測によって、地下水の水

25

位や流動状況への影響が予測されており、本件処分場の構造、地形及び地下水位標高の差を根拠として、本件処分場による地下水位及び地下水の流動状況に対する影響は小さいとの分析がなされたことが認められるところ、その分析の結果に誤りがあるというべき根拠は認められない。

- 5 (イ) 本件処分場の計画地は、本件環境影響調査書にある推定地層断面図（乙13）において、地下水面の勾配と地形の勾配が概ね平行となっており、尾根中部から下部にかけてほぼ定常的に表土中に地下水が流れていると推測されるとともに、尾根上部に水の存在が確認されておらず、表土が最上部の帯水層であり、降雨等により表土に浸透した水が地形に沿って表土中を流れており、地層の深いレベルまで浸透する地下水は確認されていない。

- 10 調査指針は、地下水に係る「調査方法一覧」（資料編7-2）の「地下水の流れの調査」において、「廃棄物処分場の建設では、地下深部まで掘削することは稀であると考えられることから、地下水の流れは、不圧地下水（地表から最初の難透水層より上に存在し、上面が大気圧と釣り合った状態にある地下水）の概略の流向を把握する。一般に、不圧地下水が形成する自由地下水位は、概ね地形面と類似した形態で分布している場合が多い。不圧地下水は、地形の高いほうから低いほうへ流れており、その流れは地形の最大傾斜方向と概ね一致すると考えることができる。計画地が、谷あい
- 15 谷あいに計画されている場合には、不圧地下水はほぼ地形なりに谷筋に沿って流動していると考えても大きな間違いはない」としており、本件環境影響調査によっても、不圧地下水の概略の流向が把握できていると評価すべきである。本件有識者Eは、本件環境影響調査に係る意見聴取において、「基本的には地下水が表層の砂礫層中をNo. 2井戸からNo. 1井戸の方へほぼ定常的に流れていると考えるのが妥当であると思われる」との意見を示しており（乙17、乙35〔135頁〕）、これらを裏付けるもの
- 20
- 25

といえる。なお、本件処分場の設置後に周辺地域の地下水の水位や流向に有意な影響が生じたことは認められない。

5 (ウ) したがって、周辺の地下水の水位及び流動状況に本件処分場が与える影響についてした本件環境影響調査の予測及びその分析に誤りや欠落があるとはいえず、これを踏まえて本件処分場の計画に2号要件適合性を認められた処分行政庁の判断の過程に看過しがたい過誤、欠落があるとは認められない。

エ 本件環境影響調査において、本件土地周辺にある飲用井戸を含む複数の既存井戸が調査対象とされていないことについて

10 (ア) 上記イ、ウで検討したところによれば、本件環境影響調査で行われた地下水の現況水質の調査は基準省令及び調査指針に沿うものであり、1審原告番号2らの指摘する、井戸⑭、⑮、⑰等、本件環境影響調査において調査が行われていない井戸についての調査は、地下水の水質への影響を予測するものとしても、地下水の水位及び流動状況への影響を予測するためのものとしても、実施しなければならないものであったとは認められない。

15 1審原告番号2らは、調査指針が、地下水の採水方法について「施設（埋立地）計画地の下流側に既存井戸が存在する場合には、施設（埋立地）計画地に最も近い採水可能な既存井戸において採水する。また、複数の既存井戸と施設（埋立地）計画地との距離が比較的近い場合には、採水可能なすべての既存井戸を調査対象とする」（第3章7.イ.(ウ)c.）としていることを指摘し、井戸⑭、⑮、⑰等の井戸が生活環境影響調査の対象に含まれると主張する。

25 しかし、上記イで検討したとおり、生活環境影響調査における地下水の水質の現況把握は、地下水の水位及び流動状況への影響予測のために行われるものであり、上記の採水方法はそのような目的による採水調査について示したものと解するのが相当であり、上記調査指針の記載から本件環境

影響調査において1審原告番号2らの指摘する井戸をすべて調査すべきであったということとはできない。

(イ) そして、上記のとおり、本件処分場の敷地境界付近で実施した地質調査ボーリング及び地下水位観測によって本件処分場周辺の地下水の水位や流動状況に与える影響が予測されており、これらの調査地点よりも下流側にある井戸⑭、⑮、⑰の調査が行われたとしてもその影響予測の内容が変わる可能性があるとは認められないから、これらの井戸が調査されていないことによって、地下水の水位及び流動状況についての2号要件適合性の判断が前提を欠くことにはならないというべきである。

10 この点、有識者Eは、本件環境影響調査の意見聴取において「国道2号線及び県道49号線沿いに民家はないのか、井戸は使用していないのか」「最終処分場計画地の最近傍の民家や工場が井戸水を使用しているようであれば、処分場から影響を受ける可能性があるため、深井戸なのか浅井戸なのかを確認の上、現況の水質を検査する必要がある」との意見を述べ、

15 既存井戸の水質への影響の可能性について言及しているが、これは、処分場開業後の継続的モニタリングによる水質比較のための採水の必要性を述べたものと解すべきであり、本件環境影響調査において井戸⑭、⑮、⑰の調査が不可欠であることを根拠付けるものではない。また、処分行政庁は、今後、事業開始までの間に可能な範囲で調査対象の井戸を増やし広く

20 現況を調査することが望ましいとの意見表明をしたが、このことをもって、本件環境影響調査における地下水に関する現況把握が不十分であることを示すものとも認められない。

(ウ) したがって、本件環境影響調査において井戸⑭、⑮、⑰等、本件土地周辺にある複数の既存井戸の調査が行われていないことについて本件環境影響調査に過誤や欠落があるということとはできず、本件環境影響調査の内容を踏まえて本件処分場の計画に2号要件適合性を認めた処分行政庁の

25

判断の過程に看過しがたい過誤、欠落があるとは認められない。

オ 以上に検討したとおり、地下水に関して本件処分場の計画に2号要件適合性を認めた処分行政庁の判断の過程に看過しがたい過誤、欠落があるとは認められないから、その判断に裁量権の逸脱濫用があるといえない。

5 (4) 河川の水質に関する2号要件適合性の判断について

ア 本件環境影響調査の概要

10 本件環境影響調査では、本件処分場の浸透水による日名内川（WN-1、WN-2地点）、尾原川（WN-3地点）、棕原川（WS-1、WS-2地点）及び賀茂川（WS-3地点）の水質への影響の予測が、調査指針の示す予測手法（完全混合式）を用いて行われており、その結果としてBOD、COD、SSについて、平均、豊水量（豊水期）及び低水量（低水期）における現況値と本件処分場から排出する浸透水の負荷量及びそれが混合された結果の予測値を提示した上で、平均ではBOD、COD及びSSの濃度変化は小さい結果であり、低水量（低水期）ではWN-1地点でCOD、WS-1及びWS-2地点でCOD及びSSの濃度変化がやや大きいと予測され、
15 豊水量（豊水期）ではBOD、COD及びSSの濃度変化は小さいとの予測結果になったと説明されている。この中で、1審原告番号2らが問題とするWN-1地点の予測値は、BODの値が、低水期で1.9mg/L、豊水期で0.9mg/L、平均で1.2mg/L、CODの値が、低水期で5.5mg/L、豊水期で3.9mg/L、平均で4.5mg/Lとされている（第
20 5章5.5.1(1)～(4)）。

その上で、影響の回避又は低減に係る分析として「事業計画地からの排水による水質の影響は考えられるが、周辺への水質の影響を最小限に抑えるための対策として、地表水を雨水排水管等により集水して集水柵及び調整池等で沈砂した後に放流すること、必要に応じて法面及び埋立完了後の裸地面緑化等の対策を実施すること、展開検査を徹底すること、排水路等に堆積した
25

影響が過小に予測されており、予測条件を補正すると生活環境の保全上の目標を予測値が超えることになるとして、水質への影響について2号要件適合性を認めた処分行政庁の判断には、農業用水の水質保全、水道水源の水質保全、漁場の水質保全のいずれの観点からみても、その過程に看過しがたい過誤、欠落があり、裁量権の逸脱濫用があると主張する。

5

そこで、まず、本件環境影響調査に関して1審原告番号2らの指摘するこれらの点が調査指針と整合しているかについて、以下検討する。

(イ) 調査・予測地点の設定について

a 調査指針は、水質に関する生活環境影響調査について、「陸上埋立最終処分場に関する水質汚濁の検討は、施設（埋立地）からの浸透水の流出又は浸出液処理設備からの放流水による公共用水域の水質に及ぼす影響について行う」とし（第3章6. (1)柱書）、現況把握の調査地点について、「放流位置、排水位置、水域の特性等を考慮し、水質の状況を適切に把握できる地点とする」とした上で、調査地点の例として、「浸透水又は浸出水処理水が河川に流入した後十分に混合する地点及び流入前の地点」「調査対象地域下流端付近の地点」「利水地点」等を挙げ、「利水地点」について「利水地点は基本的に水道水源とするが、農業等に支障が生じると考えられる場合は、農業用水等の取水地点においても調査を行う」としている（第3章6. (1)イ. (ウ) a. ）。なお、ここにいう「農業等に支障が生じると考えられる場合」は、農業等に支障が生じることが具体的に予想される場合に限らず、排水が放流される地点と田畑との位置関係や田畑における営農の状況等を踏まえた支障が生じる可能性が想定されれば足りると解される。

10

15

20

25

また、調査指針は、予測範囲及び予測地点について、「予測範囲は、事業特性及び地域特性を勘案し、調査項目ごとに調査地域の内から適切に設定する。また、予測範囲内における予測地点は、保全すべき対象、

地域を代表する地点等への影響を的確に把握できる地点を設定する」としている（第3章6. (1)ウ. (エ) a. ）。

5 b 日名内川では、本件排水放流位置の下流約20mの位置にある第1取水口を始めとする複数の取水口から河川水が水田等に引き込まれ、水稻栽培等の農業用水として利用されている状況にあり、このような利水状況に鑑みると、本件処分場からの浸透水が流入することでその下流の土地で営まれる農業に支障が生じると考えられる場合に当たるといえる。

10 したがって、本件処分場の浸透水が日名内川から導水される農業用水の水質に与える影響を予測し分析することが生活環境影響調査として求められるとともに、影響の的確な把握のためには流入地点下流で最も流入地点に近い取水地点である第1取水口付近を現況把握の調査地点及び予測地点とすることが調査指針に沿うものというべきであり、この点において本件環境影響調査には調査指針に沿わない部分がある（なお、第1取水口付近は、本件排水放流位置と約20mの距離があること等に
15 鑑みると、調整池からの排水が河川水と十分に混合する地点といい得るものというべきである。）。

(ウ) BODの負荷量の設定値に関する誤りの有無について

20 a 本件環境影響調査（第5章5. 5. 1(3)3）では、本件処分場の浸透水が河川水に与える影響の予測に当たり、浸出水の水質となるBODの負荷量を2.6mg/L、CODの負荷量を8.6mg/Lと設定しており、参加人は、これらの数値について、BODは上安最終処分場の平成20年から平成25年の平均値であり、CODは広島県内及び愛媛県内の安定型最終処分場6か所の実測値（2.2mg/L～25mg/L）の平均値であると説明した。

25 他方、参加人が上安最終処分場の水質調査結果を記載して広島市に提出した「BOD水質調査結果（浸透水）」の表（甲B10・25頁）に

よれば、実際の測定に基づくBODの数値は次のとおりであった。なお、各調査時の測定値の記載がある平成29年4月から令和元年8月までの間には、調査結果が2.6mg/L以下の回はなく、10mg/L以上の回が17回あり、また、平成30年1月23日には27mg/L、同年10月5日には76mg/Lと測定されている。

5	平成19年度（平均値のみ記載）	1. 3mg/L
	平成20年度（同上）	2. 7mg/L
	平成21年度（同上）	1. 8mg/L
	平成22年度（同上）	3. 0mg/L
10	平成23年度（同上）	2. 6mg/L
	平成24年度（同上）	1. 7mg/L
	平成25年度（同上）	10mg/L
	平成26年度（同上）	4. 4mg/L
	平成27年度（同上）	2. 7mg/L
15	平成28年度（同上）	10. 2mg/L
	平成29年度（12回分の記載値の平均）	約13. 38mg/L
	平成30年度（同上）	約17. 25mg/L
	平成31（令和元）年度（4回分の記載値の平均）	8. 35mg/L
	平成19年度から令和元年8月4日までの平均	6. 1mg/L

20 b 参加人が上安最終処分場の水質調査結果として広島市に提出したこの実測値について、平成20年度から平成25年度までの各平均値をさらに平均すると、約3.633mg/Lとなり、本件環境影響調査において用いられた設定値（2.6mg/L）と異なる数値となる。参加人は、この点について、2.6mg/Lというのは平成20年度から平成25年度までの全ての検査結果の合計を検査回数で割ったものであるから、平成20年度から平成25年度までの年度ごとの平均値をさらに

平均した結果である約3.633 mg/Lとは異なるというが、裏付けとなる検査結果は示されておらず、2.6 mg/Lを設定値とした合理的な説明とはいえない。また、平成28年度から平成30年度の各平均値はいずれも10 mg/Lを超え、本件環境影響調査に用いられた設定値との差が拡大している。

5

そうすると、2.6 mg/LというBODの負荷量の設定値は、事実の裏付けや合理的な説明を欠くものであって、この点において信用性を欠くものというべきである。

c もっとも、調査指針によれば、本件環境影響調査において予測条件として設定されたBODの負荷量の値は、予測を行うために任意に選択、設定されたものであって、調査指針は特定の数値を用いることや特定の条件に適合する数値の選択を義務付けてはいないから、用いられたBODの設定値が信用性を欠くものであったり、申請手続により近い時期の測定値がこれを相当程度上回るものであったりしても、そのことから直ちにその誤りの程度が大きいとか、予測自体が欠けるに至るということ

10

15

はできない。

また、予測条件であるBODの負荷量の設定値については、その性質上、適正な数値や適正な範囲を具体的に想定することは困難であることに加えて、本件処分場のような安定型最終処分場が対象とする廃棄物は安定型産業廃棄物であって、調査指針は施設の構造及び維持管理に異常がない状態を前提として予測を行うものとしていることからすれば、類似施設の浸透水に関する水質調査結果の実測値をそのまま設定値とすることや施設の構造又は維持管理の異常が疑われるような実測値を用いることは必ずしも調査指針に沿うことにはならず、本件環境影響調査において上安最終処分場の本件申請時に近い時期の実測値を設定値とすることが調査指針上求められるものではない。

20

25

したがって、本件環境影響調査で設定された 2.6 mg/L という数値が適正な設定値又はその範囲からどの程度乖離したものであるかを的確に評価することは困難である。

(エ) CODの負荷量の設定値について

- 5 a 本件環境影響調査は、予測条件であるCODの負荷量を 8.6 mg/L と設定する。これは広島県内及び愛媛県内の6か所の安定型最終処分場の実測値の平均値であるとされるところ、各処分場の設置者名及び各実測（平均）値が本件環境影響調査書に記載されており、この数値自体の信用性を疑わせる点があるとはいえない。
- 10 b これに対し、1審原告番号2らは、本件処分場は上安最終処分場よりも大規模でこれと同様の管理をするというのであるから、上安最終処分場の浸透水のCODの数値は上安最終処分場のBODの実測値を踏まえた $20.4\text{ mg/L} \sim 34.5\text{ mg/L}$ （参加人が広島市に提出した上安最終処分場に関する平成28年度～平成30年度のBODの実測
- 15 値の2倍と推計）程度が想定され、 8.6 mg/L を超えるのは確実であるから、本件環境影響調査において 8.6 mg/L と設定したのは不合理であると主張する。

しかし、予測条件であるCODの負荷量の設定値については、その性質上、適正な数値や適正な範囲というものを具体的に想定することは困難であること、類似施設の実測値をそのまま設定値とすることや施設の構造又は維持管理の異常が疑われるような実測値を用いることは必ずしも調査指針に沿うことにはならず、本件環境影響調査において本件申請時に近い時期の上安最終処分場の実測値から推計した値を設定値とすることが調査指針上求められているものではないことは、BODの設定

20 値について上記(ウ) cに説示したのと同様である一方、上記aのようにして算出された 8.6 mg/L という設定値自体に不合理な点がある

25

とはいえ、1 審原告番号 2 らの指摘する事情をもって、本件環境影響調査において予測条件である COD の負荷量を 8.6 mg/L と設定したことに誤りがあるとまでは認められない。

ウ 農業用水の水質保全に関する 2 号要件適合性判断について

5 (ア) 上記イで検討したところによれば、本件環境影響調査では、本件処分場の浸透水が日名内川の水質に与える影響の予測において、予測条件である河川流量の前提となる予測地点が調査指針の求める地点（第 1 取水口付近）とは異なる地点（WN-1 地点）に設定されたこと、また、予測条件である BOD の負荷量の設定値が事実の裏付けや合理的な説明を欠き、参加人が類似施設とした上安最終処分場について広島市に提出した浸透水に関する BOD の実測値よりも低い値であったことが認められる。

10 (イ) もっとも、調査指針（第 3 章 6. (1) エ. (ア)）は、水質に関する影響の分析の基本的考え方として、「施設（埋立地）からの浸透水の流出または放流水による水質汚濁の影響の分析は、予測の結果を踏まえ、水環境への影響が実行可能な範囲内で回避され、または低減されているものであるか否かについて、事業者の見解を明らかにするとともに、環境基準その他の生活環境の保全上の目標と予測値を対比して、その整合性を検討することにより行う」としており、予測値と生活環境の保全上の目標（値）との対比及び整合性の検討が求められているものの、予測値が当該目標の基準値を満たすことまでを求めているとは解されない。このことに加えて、調査指針は生活環境の保全上の目標を複数の選択肢から選択するものとしており、それぞれの基準等には各別の項目や基準値が存在していることにも鑑みると、生活環境影響調査において生活環境の保全上の目標の基準を予測値が充足しなかったとしても、そのことが直ちに 2 号要件適合性を認めた判断の過程に看過しがたい過誤、欠落があることの根拠となるものではない。

また、調査指針は、生活環境影響調査における予測手法を法的義務として申請者に課すものではないから、調査指針が求めるものとは異なる予測条件による予測が行われたとしても、予測結果に生じた乖離の内容や程度にかかわらず直ちに予測自体が欠落したものと解すべきではない。

5 さらに、2号要件適合性の判断は処分行政庁が調査指針を踏まえた合理的裁量権を行使して行うものであるから、2号要件適合性を認めた処分行政庁の判断の過程に看過しがたい過誤、欠落があるというためには、予測結果に生じた乖離の内容や程度が看過しがたい程度の過誤、欠落に当たると評価される必要がある。

10 そこで、これらを踏まえて、上記(ア)の点が河川の水質に関する2号要件適合性判断の当否に影響を及ぼすものか否かについて検討する。

(ウ) 調査・予測地点の設定について

15 a この点、1審原告番号2らは、WN-1地点の河川流量が第1取水口付近の1.51倍以上あるだけで、他の条件は本件環境影響調査書の数値を採用しても第1取水口付近でのCODの予測値が農業用水水質基準を超過することになるところ、第1取水口付近との間に存在する流入口から雨水等が日名内川に加わるため、WN-1地点の河川流量は第1取水口付近の約3倍となっていると主張する。

20 この点、確かに、第1取水口付近とWN-1地点との間に流入口が十数か所存在することが認められるものの、これらの流入口から流入する水は付近の山に降った雨が表流水として降下したものであり、WN-1地点の水質に有意な影響を与える程度の流入量が安定的に存在する状態であるとは認められない。したがって、水質の観点からみて、第1取水口付近とWN-1地点との間に雨水等の流入による流量の有意な差異が常態として存在するものとは認められない。

25

1審原告番号2らは、周囲に降った雨水は流域一帯の山林等に涵養さ

れた後に随時流入しており降雨時の流入にとどまらなると主張するが、これを裏付ける的確な証拠があるとはいえず、WN-1地点では第1取水口付近の約3倍の流域面積があるという指摘も、流量の差異を具体的に裏付けるものとはいえない。

5 また、1審原告番号2らは、第1取水口付近とWN-1地点等における日名内川の流況を撮影した動画（甲B102）や、自ら実施した流量の測定値、業者に依頼した流量の測定値（甲B135、136）を指摘して、両地点の流量には約3倍の差があると主張するが、動画の内容から流量の客観的な差異の程度が分かるものではなく、また、流量の測定も河川幅及び深さからなる計算式を用いるもので流量を直接測定するものではなく、調査結果はあくまで概算値（目安）である旨を業者が表明しているなど、いずれも客観性の高い方法によるものとは評価できない。さらに、第1取水口とWN-1地点の間に存在する流入口から日名内川に流入する水の性質からして、その水量は測定日に近い時期の天候

10

15 に大きく左右されると考えられるところ、本件環境影響調査ではWN-1地点の河川流量が平成25年5月31日（低水期）に172.8m³/日と測定されている一方、1審原告番号2らが業者に依頼して行った上記の調査では、本件排水放流位置の上流においても518m³/日（令和6年4月19日）及び605m³/日（同年5月22日）と測定されていることに照らすと、この調査前の降水量が多く上記の流入口から日名内川に流入する雨水が多かったことが流量の増加の程度に大きく影響した可能性も考えられ、本件環境影響調査当時における流量の差異の程度を根拠付けるものとしての的確ではないというべきである。これらによれば、1審原告番号2らの上記指摘は、その主張を客観的に裏付けるもの

20

25 とはいえない。

このように、第1取水口付近において想定される河川流量がWN-1

地点よりも大きく下回る数値となる状態が定常的に存在するとは認められないから、予測地点を第1取水口付近に設定したとしても、その河川流量がWN-1地点を大きく下回るということはできず、予測地点を第1取水口付近に設定していればBOD及びCODの予測値がWN-1地点の予測値を大きく上回っていたとは認められない。

5

b また、仮に、1審原告番号2らの依頼した業者による上記の実測調査に基づいて、第1取水口下流27.5m地点の流量に対して700m地点(WN-1地点)手前の流量が約2.86倍であることを前提として、第1取水口下流27.5mの河川流量を低水期において60m³/日、平均において98m³/日(本件環境影響調査で採用されているWN-1地点の河川流量から推計)とし、本件環境影響調査の予測条件の河川流量をこれに置き換えて試算してみると、第1取水口下流27.5mにおける予測結果は、BODが低水期2.16mg/L、平均1.62mg/L、CODが低水期6.75mg/L、平均5.77mg/Lと算出される。

10

15

また、例えば、本件環境影響調査におけるCODの影響予測計算において、調査地点における低水期の河川流量のみを本件排水放流位置の上流地点で業者が令和6年4月に測定した流量(518m³/日)に置き換えて試算してみると、4.61mg/Lと算定され、農業用水水質基準(COD6.0mg/L以下)を相当程度下回ることとなるが、この予測計算に不合理な点があるとはいえない。

20

このように、仮に、予測地点をWN-1地点ではなく第1取水口付近とし、その結果河川流量が本件環境影響調査で採用された流量の3分の1程度に減少する前提で予測結果を試算した場合であっても、BOD及びCODの予測値は、本件環境影響調査の予測値や農業用水水質基準を上回るものの、その程度が大きいとまではいえず(そもそも第1取水口

25

付近の流量がWN-1地点の流量の約3分の1とする仮定自体に合理性が乏しいことは上記aに説示したとおりである。) 、また、予測地点を第1取水口付近としてその流量を近年の実測値を採用した場合には農業用水水質基準を相当程度下回ることにともなるように、予測計算自体

5

c 以上に検討したところによれば、予測地点がWN-1地点に設定された結果、予測計算における河川流量が第1取水口付近を予測地点とした場合よりも増大する可能性があるとはいえるものの、そのことによって予測結果に生じた乖離の程度が大きいものとはいえず、河川の水質(農業用水の水質保全)に対する影響の点で本件処分場の計画に対する2号要件適合性の観点からの評価が大きく変わるとはいえない。

10

(エ) BODの負荷量の設定値について

a 1審原告番号2らは、本件環境影響調査におけるBODの予測において、負荷量の設定値を上安最終処分場の平成19年度から令和元年8月4日までの平均値と同程度の6.0mg/Lに置き換えて試算すると、WN-1地点における予測値は、約2.014mg/Lとなって水質汚濁に係る環境基準がA類型の水域について定めるBODの基準値である2.0mg/Lを超過し、これに加えて予測地点を第1取水口付近とした河川流量(WN-1地点の約3分の1)に置き換えて試算すればこれをさらに上回ること、また、負荷量の設定値を3.32mg/Lに置き換えるとともに予測地点を第1取水口付近とした河川流量に置き換えることによっても、第1取水口付近における予測値は、約2.0028mg/Lとなって上記環境基準を超過すると指摘する。

15

20

しかし、BODの負荷量を6.0mg/Lに引き上げて設定することには相応の合理性が認められるものの、調査指針上この数値を設定値とすべきことが求められているとまではいえず、河川流量について第1取

25

水口付近の流量をWN-1地点の3分の1に置き換えることに合理的理由があるとはいえないことは前記(ウ) a のとおりである。

5 b また、前記(イ)のとおり、調査指針は、生活環境の保全上の目標と予測値との対比による計画との整合性を審査することを求めるものであって、生活環境の保全上の目標として設定した基準の基準値を超過しないことを求めているものとは解されない上、環境基準は、「政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるもの」（環境基本法16条1項）として定められたものであって、この基準を充足することを義務付けるものとは解されない。

10 これに、前記(ウ) b のとおり、予測計算自体に不確定で流動的な面があることや、BODの負荷量の設定値を1審原告らが指摘するように上安最終処分場の平成19年度から令和元年8月4日までの平均値と同程度（6.0mg/L）で試算してみても、BODの予測値は水質汚濁に係る環境基準の基準値をわずかに超過する程度であることを併せ考慮すれば、本件環境影響調査における浸透水のBODの負荷量の設定値が事実の裏付けや合理的な説明を欠いていたことによって、河川の水質（BOD）に対する影響の点で本件処分場の計画に対する2号要件適合性の観点からの評価が大きく変わるとはいえない。

20 (オ) 小括

25 以上に検討したところによれば、予測地点が調査指針の求める地点（第1取水口付近）とは異なる地点（WN-1地点）に設定されたこと、また、予測条件となるBODの負荷量が2.6mg/Lと設定されたことは、これらの点が調査指針に沿わないものであったとはいえるものの、予測地点を第1取水口付近に置き換え、BODの負荷量を相応に合理性のある数値

5 に置き換えて試算しても、本件処分場の計画が河川の水質に適正な配慮がなされていると評価すべきでないといえる程度に日名内川の水質に関するBOD及びCODの予測値が大きくなるとはいえない。したがって、上記の点が予測結果等に大きな影響を与えたと認めることはできず、本件環境影響調査における日名内川の水質に関するBOD及びCODの予測が大きく誤ったものであるとは認められない。

10 そうすると、上記の各点を考慮しても、河川の水質（農業用水の水質保全）に対する影響に関して本件処分場の計画に2号要件適合性があるとした行政処分庁の判断の過程に看過しがたい過誤、欠落があるとは認められないから、その判断に裁量権の逸脱濫用があるとはいえない。

エ 水道水源の水質保全に関する2号要件適合性判断について

15 1 審原告番号2らは、本件環境影響調査における予測に誤りがあり、本件処分場の計画は水道水源の保全に適正な配慮がなされていないから、本件処分場の計画に2号要件適合性を認めた判断の過程に看過しがたい過誤、欠落があると主張する。

20 しかし、本件環境影響調査において採用された本件処分場からの浸透水による河川へのBOD、CODの負荷量について1 審原告番号2らの指摘する事情によって、河川の水質に対する影響の点で本件処分場の計画に対する2号要件適合性の観点からの評価が大きく変わるとはいえないことは、これまでに検討したとおりである。

25 また、本件土地と三原市の長谷水源地との距離は約1.1km、本件土地と竹原市の水源地6か所との距離は最も近い東野水源地で約3.2kmあり、これらの水源地は本件土地の浸透水が河川に排出されて100倍に希釈される地点よりも下流となる本件調査対象地域外の位置にあり、また、これらの水源地は河川の水を直接利用するものではなく、伏流水（長谷水源地）や浅井戸（東野水源地等）を利用している。調査指針（第3章6.（1）イ.（イ）a.

(g)、ウ。(ウ) d.) は、水道水質基準項目について、「管理型最終処分場であって、周辺に水道水源がある場合」に現況把握や予測項目とすることができるとされており、安定型最終処分場である本件処分場について水道水質基準項目は調査項目とされていない。

- 5 これらによれば、本件環境影響調査において水道水源の水質の保全に関する調査や影響分析等が行われていないことが誤りであるとはいえず、本件処分場の計画に2号要件適合性を認めた判断が水道水源の水質保全の観点において誤りがあるとは認められない。

オ 漁場の水質保全に関する2号要件適合性判断について

- 10 1 審原告番号2らは、本件環境影響調査における予測に誤りがあり、本件処分場の計画は漁場となる河川の水質の保全に適正な配慮がなされていないから、本件処分場の計画に2号要件適合性を認めた判断の過程に看過しがたい過誤、欠落があると主張する。

- 15 しかし、本件環境影響調査において採用された本件処分場からの浸透水による河川へのBOD、CODの負荷量について1 審原告番号2らの指摘する事情によって、河川の水質に対する影響の点で本件処分場の計画に対する2号要件適合性の観点からの評価が大きく変わるとはいえないことは、これまでに検討したとおりである。

- 20 また、調査指針は、水質に係る調査対象地域について、「水質の濃度に一定程度以上の影響を及ぼすと想定される範囲（河川においては低水量時に排水が100倍に希釈される地点を含む流域とする）を考慮して設定する。設定にあたっては、当該地域の水象のほか、行政区域、地形、土地利用、水利利用の状況も勘案する」（第3章6.(1)ア.)としているところ、本件処分場周辺で漁業権が設定されている水域は、近いものでもWN-3地点（希釈率が低水流量時で155倍となる地点）の下流に位置しており、そこにおいて漁業が営まれていることを踏まえても、調査指針が調査対象地域とするこ
- 25

とを求めていると解することはできない。

これらによれば、本件環境影響調査において漁場の水質の保全に関する調査や影響分析等が行われていないことに誤りがあるとはいえず、本件処分場の計画に2号要件適合性を認めた判断が漁場の水質保全の観点において誤りがあるとは認められない。

5

カ 本件処分場設置後の日名内川の水質の悪化に関する主張について

1 審原告番号2らは、本件処分場設置後の日名内川の水質の悪化及び本件環境影響調査における水質の予測値との乖離を指摘して、調査地点の設定及び負荷量の設定の誤りは影響予測に重大な影響を与える程度のものであり、河川の水質について2号要件適合性を認めた判断には判断の基礎を欠く重大な誤りがあると主張する。

10

しかし、そもそも、本件処分場設置後の日名内川の水質悪化は、直接的には本件処分場に係る改善命令、使用停止命令や本件許可の取消しとの関係で検討されるべきものである。また、そのことは措くとしても、水質の調査地点及び負荷量の設定について1審原告番号2らが誤りと指摘する内容と上記事象（本件処分場設置後の日名内川の水質の悪化）の発生及び内容との関係性は明らかではなく、また、生活環境影響調査における予測は施設の構造及び維持管理に異常がない状態を前提にするものであるところ、上記事象が発生した原因は複数考えられるのであって、上記事象が発生したことをもって本件環境影響調査における影響予測が大きく誤ったものと評価すべきことにはならない。

15

20

したがって、この点に関する1審原告番号2らの上記主張には理由がない。

(5) これまでに検討したところによれば、本件処分場の計画について2号要件適合性を認めた処分行政庁の判断の過程に看過しがたい過誤、欠落があるとはいえず、その判断に裁量権の逸脱濫用があるとは認められないから、これを理由に本件許可処分が取り消されるべきであるとする1審原告番号2らの主張

25

には理由がない。

4 本案争点1の3（本件申請が3号要件に適合すると認められた処分行政庁の判断に誤りがあると認められるか）について

(1)ア 廃棄物処理法15条の2第1項3号の定める要件（申請者の能力がその

5 産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に従って当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。3号要件。）について、施行規則12条の2の3は、3号要件の「環境省令で定める基準」は、「産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に行うに
10 足りる知識及び技能を有すること」（同条1号）、「産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること」（同条2号）とする旨定めている。

そして、処分行政庁は、この点に関する行政手続法5条にいう審査基準に
15 当たるものとして「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づく申請に対する処分の審査基準」（乙18）を定め、施行規則12条の2の3第1号について廃棄物処理法21条1項に定められた技術管理者が置かれていることを審査基準とするとともに、技術管理者の資格について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成12年12月28日衛環第96号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備
20 課長通知）（乙19）が「技術管理者等の資質の向上を図ることは、廃棄物の適正処理を推進するために重要であり、かかる観点から、廃棄物処理施設及び事業場の類型ごとに必要な専門的知識及び技能に関する講習を修了することが望ましい」としていること（第五の2）を受けて、産業廃棄物最終
25 処分場に係る所定の講習を受講したことをもって、廃棄物処理法21条3項が技術管理者に求めている「環境省令で定める資格」を有するものとみなす（施行規則17条1項4号に該当するものとみなす）旨を定めている（審査

基準 3 (1)) 。

5 このような審査基準の定めは、廃棄物処理法 15 条の 2 第 1 項 3 号及び施行規則 12 条の 2 の 3 第 1 号の文言及び趣旨に照らし、これらの規定を具体化するものとして合理性があり、本件申請がこの審査基準を満たすことを確認して 3 号要件に適合するとした処分行政庁の判断が不合理であるとは認められない。

10 イ また、施行規則 12 条の 2 の 3 第 2 号について、取扱通知 (乙 4) は、その第 2 の 6、第 1 の 4 (6)において、「事業を的確かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有すると判断されるためには、利益が計上できていること (略) 及び申請に係る事業の将来の見通しについて適切な収益が見込まれると判断できるものであること (略) が望ましいものと考えられるが、なお、以下に留意して判断されたい」、「利益が計上できているか否かについては、原則として、過去 3 年間程度の損益平均値をもって判断するが、欠損である場合であつても直前期が黒字に転換しており、かつ、経営の改善の見込みがあるときは、容認される余地がある」としている。

15 この審査基準は、廃棄物処理法 15 の 2 第 1 項 3 号及び施行規則 12 条の 2 の 3 第 2 号の文言及び趣旨に照らし、これらの規定を具体化するものとして合理性があると解されるところ、処分行政庁は、これに基づいて、参加人から本件処分場の事業計画書を含む「施設の設置及び維持管理に要する資金及びその資金の調達方法を記載した書類」(乙 13 の 4 2 3 枚目以下)や「決算書及び法人税の納税証明書」(乙 13 の 4 3 1 枚目以下)の提出を受けて、
20 本件申請を審査し、参加人の過去 3 年間の損益平均値が黒字であり、申請に係る事業の将来の見通しについて適切な収益が見込まれると判断できると認定した上で、本件申請が施行規則 12 条の 2 の 3 第 2 号を満たし、3 号要件に適合すると判断したものであつて、かかる処分行政庁の判断が不合理で
25 あるとは認められない。

5 (2) 以上に対し、1 審原告番号 2 らは、本件申請は 3 号要件に適合せず、3 号要件に適合するとした処分行政庁の判断は不合理であると主張し、その理由として、①参加人による上安最終処分場の運営には基準省令への違背が複数あり環境省令に定める技術上の水準に適合しないから、本件処分場の設置や維持管理
10 においても環境省令で定める技術上の水準に適合すると評価すべきではない、②参加人は、上安最終処分場を設置したものの刑事事件を起こして事業が継続できなくなった法人と一体の関係や関連会社としての関係を有すると考えられるなど、経営実態が一切不透明な業者である、③上安最終処分場は設置後多数回にわたり埋立面積と容量を増大しており、参加人は無計画でなし崩し的に
15 処分場を拡張する経営をしている、④参加人は優良産廃処理業者の認定を受けていない、⑤参加人は、本件環境影響調査において、水質の影響調査に不合理な数値を用いる、本件土地の岩盤について誤った評価をする、地下水の水質に関する影響予測において最近傍の飲用井戸をいくつも調査対象から外す、第 1 取水口の存在にもかかわらず本件排水放流位置から 7 0 0 m も下流の地点を
20 調査、予測地点とするなど、生活環境の保全を無視している、⑥環境汚染が発生した場合にその対処に当たるに足る経理的基盤を参加人が有しているとは確認できないと主張する。

25 しかし、1 審原告番号 2 らの上記主張のうち、⑤で指摘する事情については上記 3（本案争点 1 の 2 に関する判断）において説示したとおりであり、その余については、同号にいう産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に行うに足りる知識及び技能の有無の認定に有意な影響を与えるとはいえないものであるか、事実及び評価に客観的な根拠があるとはいえないものであって、1 審原告番号 2 らの主張に鑑みても、処分行政庁の上記判断が不合理であるとい
30 うことはできない。

35 (3) したがって、本件申請は 3 号要件に適合するといふべきであり、3 号要件に適合するとした処分行政庁の判断が不合理であるとは認められないから、こ

の点の判断の誤りを理由に本件許可処分は取り消されるべきであるとする1
審原告番号2らの主張には理由がない。

5 本案争点1の4（本件申請が4号要件に適合すると認めた処分行政庁の判断に
誤りがあると認められるか）について

5 (1) 処分行政庁は、本件申請が4号要件（申請者が廃棄物処理法14条5項2
号イからへまでのいずれにも該当しないこと）に適合すると判断したものであ
るところ、1審原告番号2らは、本件申請は4号要件に適合せず、処分行政庁
の上記判断は不合理であると主張し、その理由として、上記4(2)の①から⑤
の事情を指摘するなどして、参加人は本件処分場における業務に関し不正又は
10 不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者（廃棄
物処理法14条5項2号イ、7条5項4号チ）に該当すると主張する。

(2) この点、廃棄物処理法7条5項4号チの規定について、取扱通知（乙4）
は、その第2の7(1)、第1の5(5)において、同号イからトまで及び廃棄物処
理法14条5項2号ロからへまでのいずれにも該当しないが、申請者の資質及
15 び社会的信用の面から、将来、その業務に関して不正又は不誠実な行為をする
ことが相当程度の蓋然性をもって予想され、業務の適切な運用を期待できない
ことが明らかである者について、許可をしてはならないとの趣旨であり、具体
的には、次の①から⑧に当たるような者については、特段の事情がない限り、
これに該当するものとして考えられるとし、過去において繰り返し許可の取消
20 処分を受けている者（①）、廃棄物処理法及び生活環境の保全を目的とする法
令等に違反し、公訴を提起され、又は逮捕、勾留その他の強制の処分を受けて
いる者（②）、廃棄物処理法7条5項4号ニに掲げる法令又はこれらの法令に
基づく処分に係る違反を繰り返しており、行政庁の指導等が累積している者
（④）、その他①から⑦に掲げる場合と同程度以上に的確な業の遂行を期待し
25 得ないと認められる者（⑧）等を挙げるところ、取扱通知のこのような解釈は、
同号チに該当する者に当たらないことが認められない限り産業廃棄物処理業

や産業廃棄物処理施設設置の許可が与えられないこと等に照らして相当というべきである。

そして、処分行政庁は、本件申請について、上記取扱通知の内容に即して審査を行い、参加人について同号チに当たるとは認められないと判断したものであって、処分行政庁のこの判断が不合理であるとは認められない。

1 審原告番号 2 らは上記のとおり参加人が同号チに該当すると主張するが、その指摘する内容は、上記の取扱通知が示す者（将来その業務に関して不正又は不誠実な行為をすることが相当程度の蓋然性をもって予想され、業務の適切な運用を期待できないことが明らかである者）に該当すると評価すべき根拠としての確とはいえないものであるか、事実及び評価に客観的な根拠があるとはいえないものであって、1 審原告番号 2 らの上記主張を考慮しても、処分行政庁の上記判断が不合理であるということとはできない。

(3) したがって、本件申請は 4 号要件に適合するというべきであり、4 号要件に適合するとした処分行政庁の判断が不合理であるとは認められないから、この点の判断の誤りを理由に本件許可処分は取り消されるべきであるとする 1 審原告番号 2 らの主張には理由がない。

6 本案争点 2（本件申請は廃棄物処理法 15 条 3 項に違反するか）について

廃棄物処理法 15 条 3 項本文は、「前項の申請書には、環境省令で定めるところにより、当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添付しなければならない」と定め、施行規則 11 条の 2 は、その各号において、廃棄物処理法 15 条 3 項の書類に記載すべき事項を定めるところ、本件申請に添付された本件環境影響調査書についてこれらの規定の定める事項の記載に欠けるところがあるとは認められず、本件申請が同項に違反するとは認められない。

1 審原告番号 2 らは、本件環境影響調査書には、本来調査を実施すべき、井戸⑭、⑮、⑰等本件土地周辺にある複数の既存井戸の調査結果はおろか、これらの

存在すら記載されていないのであり、本件環境影響調査書は最も水質汚染の可能性が高い井戸の存在を隠したもので、施行規則11条の2に違反する重大な不備があり、廃棄物処理法15条3項の違反があると主張する。しかし、1審原告番号2らが指摘する各井戸を調査対象にする必要があったとは認められないこと

5
は上記3（本案争点1の2に関する判断）において説示したとおりであるから、これらの井戸について本件環境影響調査書に記載されていないことをもって施行規則11条の2の違反に当たるとは認められず、廃棄物処理法15条3項の違反があるとも認められない。

したがって、本件申請について廃棄物処理法15条3項の違反は認められず、

10
当該違反の存在を理由に本件許可処分が取り消されるべきであるとする1審原告番号2らの主張には理由がない。

7 本案争点3（本件許可処分は廃棄物処理法15条の2第3項に違反しているとして認められるか）について

廃棄物処理法15条の2第3項は、都道府県知事は、産業廃棄物処理施設の設置を許可する場合において、あらかじめ、同条第1項2号に掲げる事項（その産業廃棄物処理施設の設置計画及び維持管理計画が周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものであること）について、生活環境の保全に関し環境省令で定める事項について専門的知識を有する者の意見を聴かなければならないと定めるところ、1審原告番号2らは、土砂災害に関する土木工学や地質

15
に関する専門的知識を有する有識者の意見を聴くべきであるのに聴いていない、直接放流される汚染水への対策及び地下水への対策について参加人が有識者からの問いに具体的な対策を回答できていないとして、本件許可処分には同条第3

20
項の違反があると主張する。

しかし、上記3(2)（本案争点1の2について補正して引用した認定事実）のとおり、本件申請について廃棄物処理法15条の2第3項の定める手続が履践されたことは明らかであり、その手続に瑕疵があるというべき根拠は見当たらない。

25

施行規則 12 条の 3 は、廃棄物処理法 15 条の 2 第 3 項の「環境省令で定める事項」について、廃棄物の処理並びに大気質、騒音、振動、悪臭、水質及び地下水に関する事項と定めており、土砂災害に関する土木工学や地質に関する事項は意見聴取の事項として定められていないのであって、有識者の選定に誤りはなく、
5 これらの事項について有識者の意見聴取がなされていないことが同項に違反するものとは認められず、また、有識者の意見等について参加人がした見解の表明や対応等（乙 16、17、35）に照らして同項の違反があるというべき根拠は見当たらない。

したがって、本件許可処分に至る手続について廃棄物処理法 15 条の 2 第 3 項
10 の違反は認められず、当該違反の存在を理由に本件許可処分が取り消されるべきであるとする 1 審原告番号 2 らの主張には理由がない。

8 本案争点 4（本件許可処分は廃棄物処理法 15 条 5 項及び 6 項に違反していると認められるか）について

15 廃棄物処理法 15 条 5 項は、都道府県知事は、設置許可申請に係る産業廃棄物処理施設の設置場所及び種類等、並びに申請書等の縦覧場所等について同条 4 項の規定による告示をしたときは、生活環境の保全上関係がある市町村の長にその旨を通知し、当該市町村長の生活環境の保全上の見地からの意見を聴かなければならないと定め、同条 6 項は、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を
20 有する者は、当該都道府県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる」と定めている。

1 審原告番号 2 らは、本件申請に係るこれらの手続において、関係市町村長及び利害関係者らから地下水や井戸水に関する生活環境影響調査の不備を指摘する多数の意見等が示されたのであるから、処分行政庁は、これらを踏まえた具体的な調査を行うなどして本件申請の法令適合性を慎重に判断すべきところ、その
25 ような調査検討をしないまま漫然と本件許可処分がなされたから、本件許可処分には廃棄物処理法 15 条 5 項及び 6 項の違反があると主張する。

しかし、上記3(2)(本案争点1の2について補正して引用した認定事実)のとおり、本件申請について廃棄物処理法15条5項及び6項の定める手続が規定に従い履踐されたことは明らかであり、その手続に瑕疵があるというべき根拠は見当たらないから、同条5項及び6項の違反があるとは認められない。1審原告番号2らの主張する内容は、同条5項及び6項の定める手続によって収集された意見を踏まえた処分行政庁の判断の当否をいうものであって、本件許可処分に同条5項及び6項の違反があることを根拠付けるものとはいえない。

したがって、本件許可処分に至る手続について廃棄物処理法15条5項及び6項の違反は認められず、当該違反の存在を理由に本件許可処分が取り消されるべきであるとする1審原告番号2らの主張には理由がない。

9 本案争点5(本件許可処分は廃棄物処理法が裁量を付与した趣旨、目的に反し違法であるか)について

1審原告番号2らは、処分行政庁は、廃棄物処理法の趣旨、目的から逸脱して、参加人の開発申請を認めて速やかに開業させようとする動機や目的で本件許可処分をしたのであって、動機、目的が不当である上、その手続も社会的妥当性を欠くから、廃棄物処理法が裁量を付与した趣旨、目的に違反してなされた本件許可処分は裁量権を逸脱濫用したものであるとして違法であると主張する。

しかし、1審原告番号2らの主張は、その内容となる事実及び評価に客観的な根拠があるということができず、そのような主張をもって処分行政庁がした本件処分場に関する廃棄物処理法所定の各要件の適合性判断に誤りがあるということもできない。

したがって、本件許可処分について処分行政庁に1審原告らの主張する裁量権の逸脱濫用の違法があるとは認められず、当該違法の存在を理由に本件許可処分が取り消されるべきであるとする1審原告番号2らの主張には理由がない。

10 以上のとおり、本件申請が廃棄物処理法の定める各要件を充足するとして本件処分場の設置を許可した本件許可処分にこれを取り消すべき違法があるとは認

められない。

第4 結論

以上によれば、1審原告番号1らの各訴えは不適法であるから却下すべきところ、これと同旨の原判決は相当であるから、1審原告番号1らの各控訴はいずれも理由がない。また、1審原告番号2らの請求は理由がないから棄却すべきであ

って、これを認容した原判決は不当であるから、1審被告の控訴は理由がある。よって、原判決中、1審原告番号2らに関する部分を取り消して、1審原告番号2らの請求をいずれも棄却し、また、1審原告番号1らの控訴をいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する（なお、訴訟費用の負担については、原判決主文3項の内容に鑑みて、第1審の訴訟費用も含めてすべての当事者に生じた費用について、当審において裁判をするのが相当である。）。

広島高等裁判所第2部

裁判長裁判官 末 永 雅 之

(原本署名押印欄)

裁判官 大 久 保 俊 策

(原本署名押印欄)

裁判官財津陽子は、転補のため、署名押印することができない。

裁判長裁判官 末 永 雅 之

(原本署名押印欄)

(別紙)

当 事 者 目 録 (省略)